
国家公務員が知っておかなければならぬ
「再就職に関する規制」
と
「再就職情報の届出制度」

令和8年1月
内閣官房内閣人事局

は じ め に

- ◆ このパンフレットは、一般職の国家公務員に適用される国家公務員法（昭和22年法律第120号）に定める「**再就職に関する規制**」と「**再就職情報の届出制度**」について説明しています。
- ◆ 同規制及び届出制度は、原則、国家公務員法が適用される全ての一般職の国家公務員が対象です。
例えば、次のような職員も対象となりますのでご注意ください。
 - ・民間企業から採用された職員（例えば、（特定）任期付職員、任期付研究員、官民人事交流法により採用された職員）
 - ・暫定再任用職員（短時間勤務の方*も含まれます。）
 - ・定年前再任用短時間勤務職員*

* 暫定再任用短時間勤務職員・定年前再任用短時間勤務職員以外の非常勤職員、臨時的職員及び条件付採用期間中の職員は対象外です。
- ◆ なお、特別職の国家公務員についても、同様の規制等が設けられている場合がありますので、ご所属の人事担当部局にお尋ねください。
例えば、次のようなものがあります。
 - ・行政執行法人の役員については、上記の一般職の国家公務員の規制等が準用されています（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第54条第1項）。
 - ・防衛省職員については、自衛隊法（昭和29年法律第165号）において、「**再就職に関する規制**」と「**再就職情報の届出制度**」が定められています。

目 次

◆ 国家公務員法等が定める再就職に関する規律（概要）

I 再就職に関する規制（再就職等規制）	1
II 再就職情報の届出制度	2

◆ I 再就職に関する規制（再就職等規制）

1 あっせん規制	3
【他の職員・職員OBの情報提供や再就職依頼の規制】	
2 求職活動規制	5
【在職中の利害関係企業等への求職活動の規制】	
3 働きかけ規制	7
【職員OBによる口利きの規制】	

◆ II 再就職情報の届出制度（届出マニュアル）

1 在職中に再就職の約束をした場合	9
2 管理職職員であった者が再就職しようとする場合	17
3 管理職職員であった者が再就職した場合	23
4 再就職情報の届出に関するQ & A（主なものの抜粋） ..	29

◆ III 参照条文等

1 国家公務員法（昭和22年法律第120号）	31
2 『管理職職員』の範囲	35
3 行政執行法人以外の独立行政法人等一覧	37

◆ IV 各種届出様式の入手方法・提出方法等

39

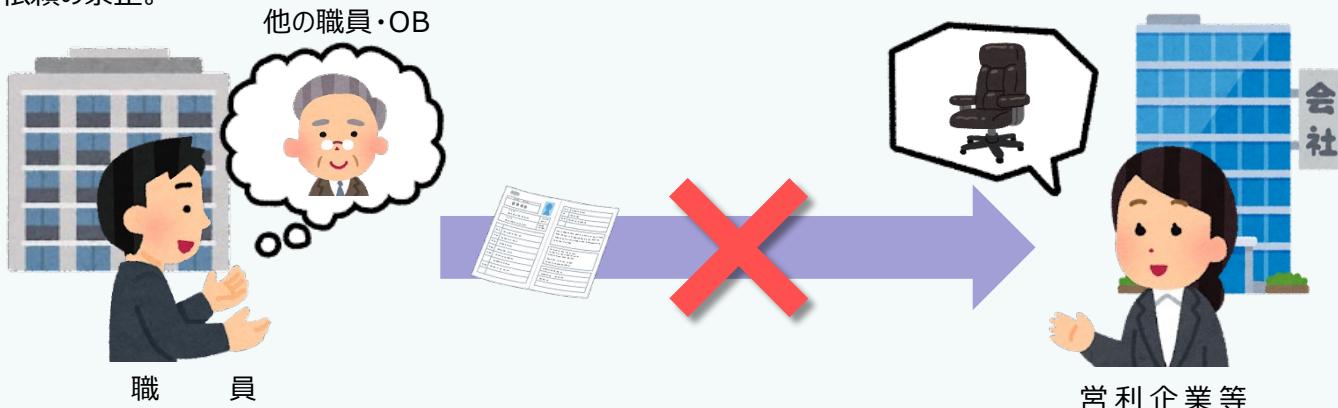
国家公務員法等が定める再就職に関する規律（概要）

I 再就職に関する規制（再就職等規制）

予算や権限を背景とした押し付け的な再就職あっせん等に対する国民からの厳しい批判を受け、次の3つの行為規制が導入されています。これらの違反については懲戒・過料、職務上不正な行為を伴う場合は刑罰の対象となります。

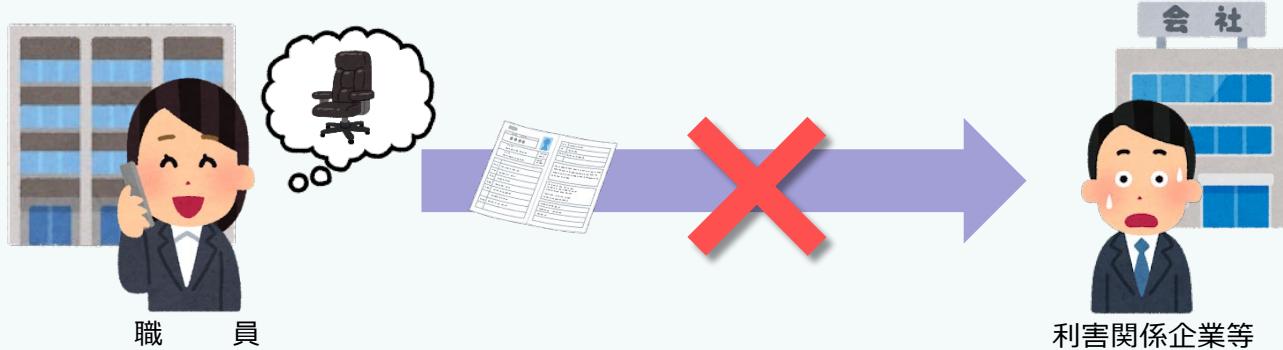
1 あっせん規制（他の職員や職員OBの情報提供や再就職依頼の規制）

- ✓ **現職の職員が、営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人、特定地方独立行政法人を除く。））に対し、他の職員・職員OBを再就職させることを目的**として、①当該者の情報の提供、②再就職ポストに関する情報の提供依頼を、それぞれすることを禁止。また、③再就職させることの要求・依頼の禁止。



2 求職活動規制（在職中の利害関係企業等への求職活動の規制）

- ✓ **本省課長補佐級以上**に相当する現職の職員が、**利害関係企業等（職員の現在の職務に利害関係を有するものとして政令で定める営利企業等）**に対し、**再就職することを目的**として、①自己の情報の提供、②再就職ポストに関する情報の提供依頼を、それぞれすることを禁止。また、③再就職することの要求・約束の禁止。



3 働きかけ規制（職員OBによる口利きの規制）

- ✓ **再就職者が、離職前に在職した局等組織の職員**に対して働きかけを行うこと（契約や処分に関する事務に関し、職務上の行為をする（しない）ように要求・依頼すること）を禁止。
- ✓ 再就職者から働きかけを受けた職員は、**再就職等監察官への届出**が必要。



Ⅱ 再就職情報の届出制度

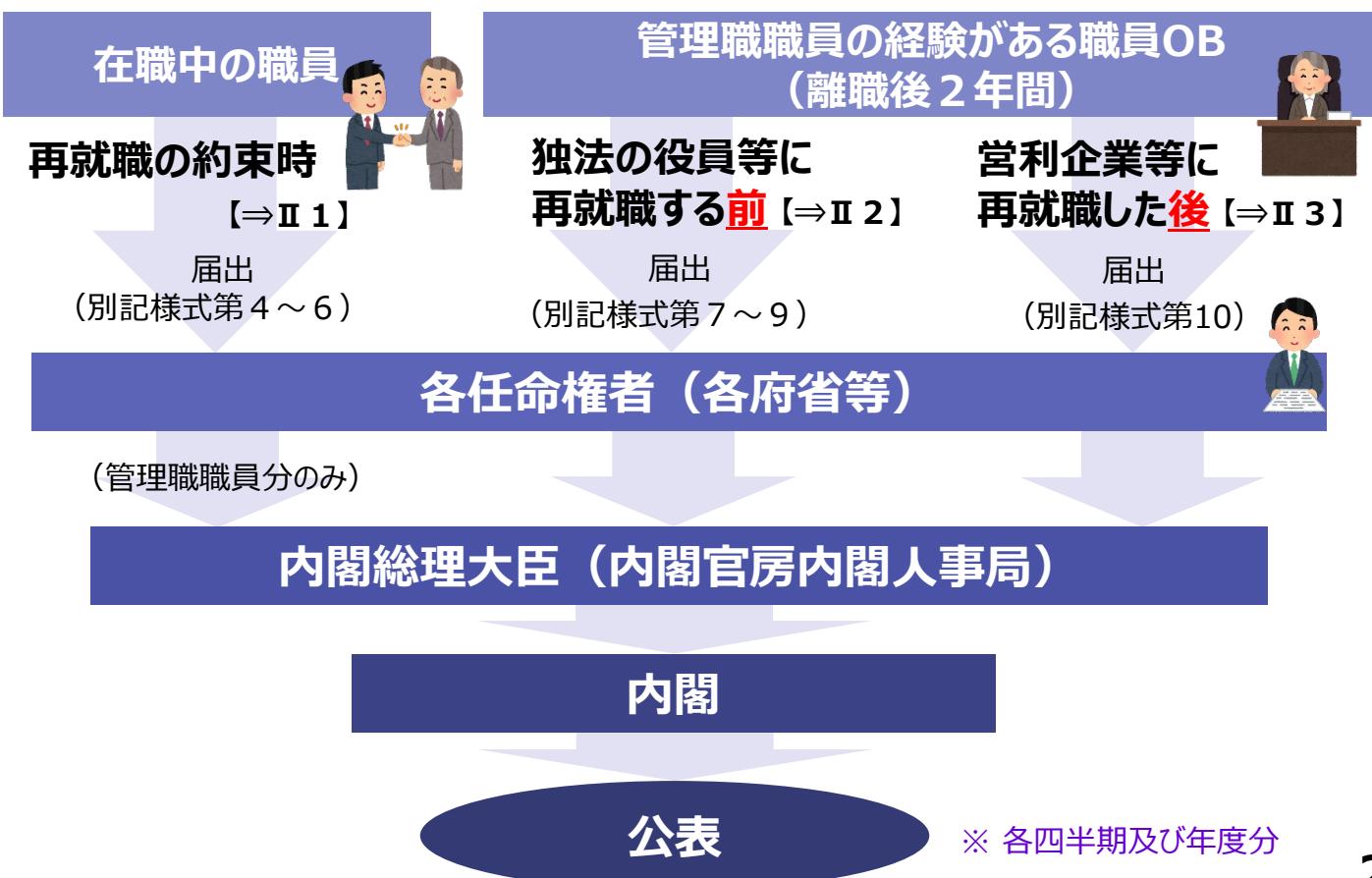
国家公務員の再就職について透明性を確保するため、内閣において、職員等の再就職に関する情報を収集・一元管理し、公表しています。これに伴い、職員等の再就職に関する情報の届出義務などが規定されています。届出義務違反については、懲戒処分・過料の対象となります。

1 再就職情報の届出制度

- ✓ 職員は、在職中に営利企業等への再就職の約束をした場合、任命権者への届出が必要です【⇒Ⅱ 1】。
このうち、管理職職員（P35参照）の分については、任命権者から内閣総理大臣（内閣官房内閣人事局）に通知します。
 - * 「職員」の範囲： ①国の一般職国家公務員、②行政執行法人の職員・役員（※独立行政法人通則法による準用）
 - ・民間企業から採用された職員（例えば、（特定）任期付職員、任期付研究員、官民人事交流法により採用された職員）も対象。
 - ・特別職の国家公務員（ただし、防衛省職員については自衛隊法に基づく届出制度あり）、定年前再任用又は暫定再任用の短時間勤務の官職を占める職員以外の非常勤職員、臨時の職員、条件付採用期間中の職員は対象外です。
 - ・退職手当通算予定職員（独立行政法人・特殊法人等へのいわゆる現役出向予定者）は対象ではありません。
 - * 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、学校法人等の非営利法人への再就職も対象となります（ただし、国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人、特定地方独立行政法人を除く。）。
- ✓ 管理職職員（P35参照）の経験がある職員OBは、下記 i ～ iv に該当する離職後 2 年間の再就職等について、内閣総理大臣（内閣官房内閣人事局）への届出が必要です【⇒Ⅱ 2・3】。
 - i 独立行政法人の役員等に就こうとする場合
 - ii 有給（報酬額が160万円を超える額）で、営利企業以外の事業の団体の地位に就いた場合
 - iii 有給（報酬額が160万円を超える額）で、事業に従事することとなった場合又は事務を行うこととなった場合
 - iv 営利企業の地位に就いた場合

2 内閣への報告・内閣による公表

- ✓ 内閣総理大臣（内閣官房内閣人事局）は、管理職職員の経験がある職員OBに係る再就職情報について、遅滞なく（四半期ごとに）、閣議報告します。また、内閣は、閣議報告を取りまとめ、毎年度、公表します。



I 再就職に関する規制（再就職等規制）

1 あっせん規制

現職の職員が営利企業等に対し、

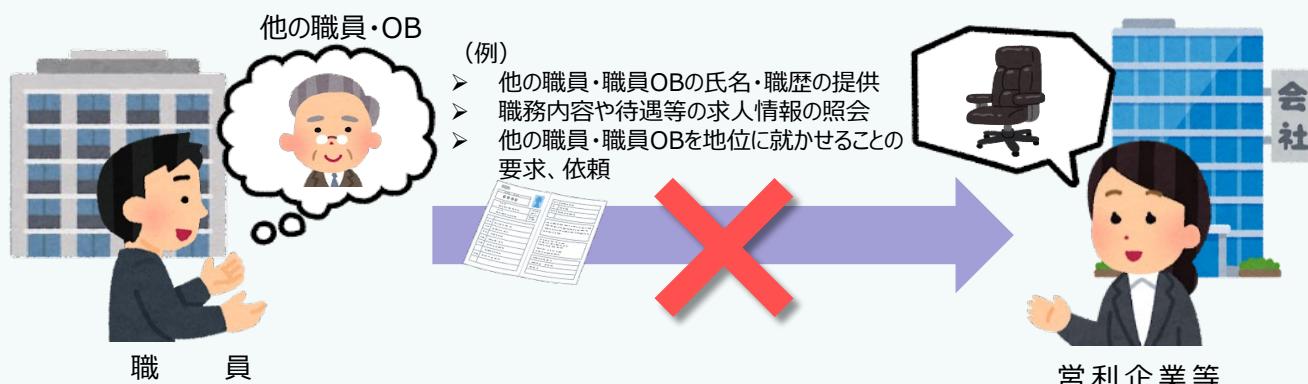
① 他の職員・職員OBを、当該営利企業等又はその子法人の地位に就かせることを目的として、

- (1) 他の職員・職員OBに関する情報を提供すること
- (2) 地位に関する情報の提供を依頼すること

② 他の職員・職員OBを、当該営利企業等又はその子法人の地位に就かせるよう要求又は依頼すること

は禁止されています（実際に再就職するか否かに関わらず違反は成立します）。

他の職員等を積極的に再就職させる意図を有していないくとも、他の職員等の再就職に繋がるであろうことを認識・認容していれば足りるとされています。



- 規制に違反して情報のやり取りや地位に就かせることの要求・依頼を行った場合、**懲戒処分の対象**
- **職務上不正な行為**をすること等の見返りとして地位に就かせることの要求を行った場合、**3年以下の拘禁刑**

※ 次に該当する場合は禁止されています。

- ・ 職業安定法等に定める職業の安定に関する事務として行う場合
- ・ 独立行政法人・特殊法人等に職員をいわゆる「現役出向」させることを目的として行う場合
- ・ 官民人材交流センターの職員が職務として行う場合



用語解説

■ 職員

一般職の国家公務員をいいます（非常勤職員（定年前再任用又は暫定再任用の短時間勤務の官職を占める職員は除く。）、臨時の職員及び条件付採用期間中の職員は除く。）。
規制の対象は人事担当職員に限られず、役職による限定もありません。

■ 営利企業等

営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人、特定地方独立行政法人を除く。）をいいます。そのため、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、学校法人等の非営利法人も規制の対象です。あっせん規制では、利害関係の有無は関係ありません。

■ 他の職員・職員OB

一般職の国家公務員のほか、行政執行法人の役員（旧特定独立行政法人の役員OBを含む。）も含まれます。なお、特定の個人を再就職させる目的ではなく、他の職員・職員OBの誰かを再就職させる目的があれば足りるとされています。

■ 地位・地位に就く

常勤、非常勤の別、報酬の有無を問わず、役員をはじめとして、顧問、参与、嘱託のほか、アドバイザーのようなものも含む当該営利企業等の組織内の全ての地位を意味します。また、「地位に就く」には、雇用契約に基づくものだけでなく、委任契約、業務委託なども含まれます。

■ 子法人

営利企業等が株主等の議決権の過半数を保有する法人等をいいます。



実際の違反事例

① 再就職させることを目的としていることを直接示す発言等を行っていないなくても、複数の行為を総合的に判断された事例



Aさん（職員OB）を雇用したいと考えています。
Aさんは今どうされているかご存じですか？

Aさんは前職を退任すると言っていましたので、
今仕事がないんだと思います

職 員



Aさんを雇用したい企業

② 再就職あっせんのための情報のやり取りを、国家公務員ではない者に仲介させて規制を逃れようとした事例



国家公務員が直接情報のやり取り
をしなければ大丈夫なはず！

職 員



仲介者（OB）



企業・団体

③ 再就職活動を行う元職員に対し、上司としての評価等を記載した資料（いわゆる推薦状）を作成し、当該元職員を介して企業・団体に交付した事例



職 員



元職員



推 薦 状



企業・団体

④ 主体的なあっせんではなかつたものの、情報提供を頼まれて協力した事例 《注意》人事担当以外の職員であっても、違反は成立します！



○○のポストに就ける人を探しているので、推薦してください

職 員

OBのBさんは適任ですよ
具体的な職務内容や待遇を教えてください



企業・団体

⑤ OBが自身の再就職に関し、現職職員に援助を依頼したことを受け、 当該職員がその依頼に応じて企業・団体とやり取りをした事例



間もなく今の仕事を退任予定
退任後仕事がなく何とかならないか？

O B



職 員



企業・団体

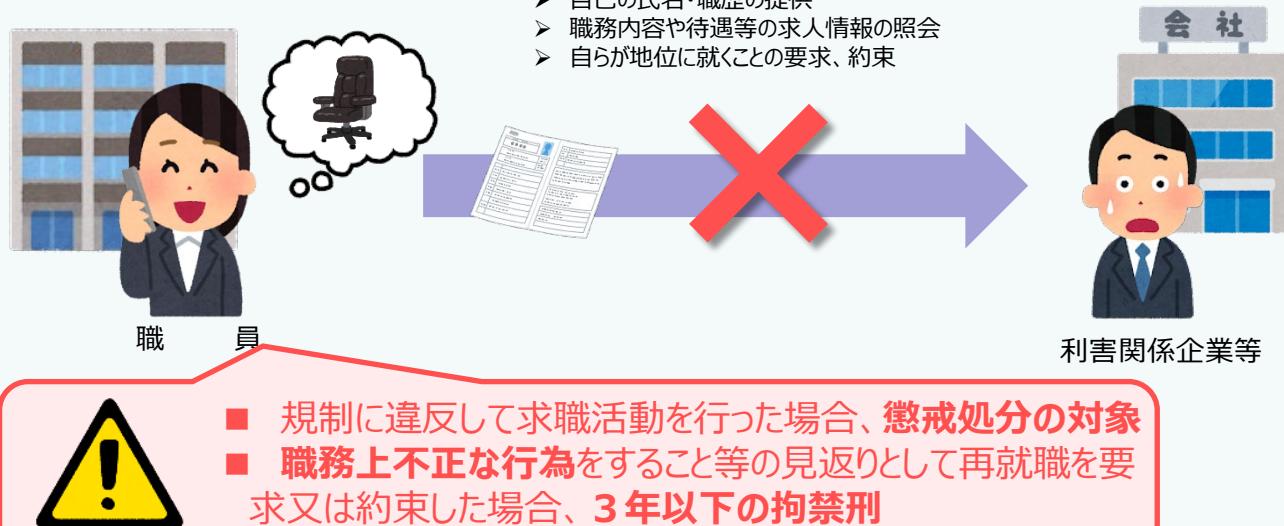
I 再就職に関する規制（再就職等規制）

2 求職活動規制

本省課長補佐級以上に相当する現職の職員（任期付職員や官民人事交流で採用された職員を含む。）が利害関係企業等に対して、

- ① 当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことを目的として、
 - （1）自己に関する情報を提供すること
 - （2）地位に関する情報の提供を依頼すること
 - ② 地位に就くことを要求又は約束すること
- は禁止されています（実際に再就職するか否かに関わらず違反は成立します）。自ら積極的に求職活動することのみならず、先方からの依頼に応じて、自己の情報を提供することや地位に就くことを約束すること（口頭によるものを含む。）も違反になります。職員OBからの再就職の誘いに応じたことが違反とされた事例もありますので、職員OBも含めて注意が必要です。

なお、本省課長補佐級未満の職員も含め、求職活動の結果、在職中に再就職の約束をした場合には届出を行ってください（→「II 1 在職中に再就職の約束をした場合」参照）。



- ※ 求職活動をしようとする営利企業等が、求職活動時点での職務との関係で利害関係企業等でなければ、求職活動規制違反とはなりません（所属する府省の所管業界が一律に利害関係企業等になるわけではありません。）。
- ※ 在職中にハローワークや求人サイトを利用して、単に求人情報を収集することは規制対象となりません。ただし、利害関係企業等に自身の個人を特定可能な情報が伝わった場合は違反となり得ます。
- ※ 求職活動しようとする営利企業等が利害関係企業等に該当するか否か等が判断できない場合には、求職活動をする前に、所属する府省等の人事担当部局に確認してください。
- ※ 次に該当する場合は禁止されています。
 - ・ 現役出向をする際に、現役出向先である独立行政法人・特殊法人等に対して行う場合
 - ・ 本省係長級以下の職員が行う場合
 - ・ 官民人材交流センターから紹介された利害関係企業等に対して行う場合
(注：官民人材交流センターが現在実施している事業では利害関係企業等への再就職は支援していません。)
 - ・ 公務の公正性の確保に支障が生じない場合として再就職等監視委員会の承認を受けた場合
(申請書様式は、内閣府再就職等監視委員会ウェブサイトからダウンロードできます。)

✓ 用語解説

■ 本省課長補佐級以上

国家公務員倫理法第2条第2項各号に掲げる職員をいいます。行（一）5級以上及び他の俸給表でこれに相当する職員、特定任期付職員、招へい型任期付研究員などが該当します。

■ 利害関係企業等

職員が職務として携わる次の①～⑦の事務の相手方となる営利企業等（P3参照）をいいます。国家公務員倫理規程における利害関係者とは範囲が異なり、また利害関係が潜在的なものにとどまる者を除外する規定も存在しないことにご注意ください。

- ① 許認可等を受けて事業を行っている、又は許認可等を申請（しよう）している営利企業等
- ② 補助金等の交付を受けて事業を行っている、又は補助金等の交付を申請（しよう）している営利企業等
- ③ 檢査等（立入検査、監査又は監察）を受けている、又は受けようとしている営利企業等
(注) 実際に検査等に入ることのない職員であっても、検査等の方針及び実施計画の作成に関する事務に携わる職員である場合には、(現に検査等を行っているか否か等にかかわらず、) 法令上当該検査等の対象となりうる営利企業等は全て利害関係企業等に該当します（特に管理職職員はご注意ください。）。
- ④ 不利益処分をしようとする場合に名宛人となるべき営利企業等
- ⑤ 行政指導により一定の作為・不作為を求められている営利企業等
- ⑥ 契約（電気・ガス・水道等を除く）を締結している（総額2,000万円以上）、又は契約の申込みを（しよう）している営利企業等
- ⑦ 犯罪の捜査又は公訴の提起を受けている、又は刑の執行を受ける営利企業等

※ 事業所や支店の単位ではなく、企業又は法人の単位で判断します。管轄区域内に営利企業等の事業所・支店（利害関係あり）があれば、管轄区域外にある当該営利企業等の事業所・支店も利害関係企業等となります。

※ 職員の決裁や事務処理等の直接的な関与の有無のみではなく、所掌事務を基本として、他の職員に対する指揮命令権なども考慮して判断します。

■ 地位

非常勤、無報酬、雇用契約以外によるものを含みます（I 1参照）。

✓ 実際の違反事例

1 就職を目的としていることを直接示す発言等を行っていなくても、複数の行為を総合的に判断された事例

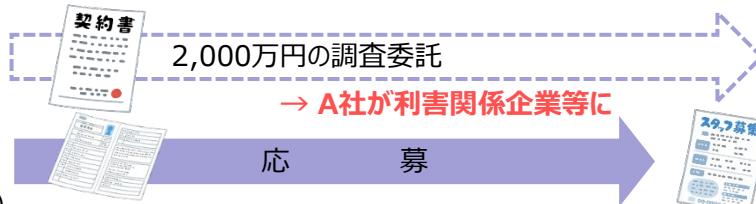


職員

- ・A社に対して何度も「定年退職」「最後の仕事」と告げる
- ・A社からの誘いに対し、同社の地位に就くことを固辞しなかった
- ・A社に人事異動日・異動先・利害関係企業等でなくなることを伝え、A社トップとの面会を要求

A社
(利害関係企業等)

2 任期付職員として在職中に、以前所属していた団体が利害関係企業等となり、再就職等監視委員会の承認を経ずに、同団体の職員公募に応募した事例

任期付職員
(委託調査担当)A社
(元の雇用先)

事前の約束がなく、当該企業等に対し在職中に改めて求職活動を行う場合には、当該職員が本省課長補佐級以上に相当し、当該企業等が利害関係企業等であれば、求職活動規制の対象になります。**以前所属していた民間企業等であっても違反となります！**



- 《規制対象外》・当該企業等が利害関係企業等に該当しない場合（離職後に求職活動を行う場合も含む）
- ・採用される前に当該企業等と再就職の約束をしてきている場合

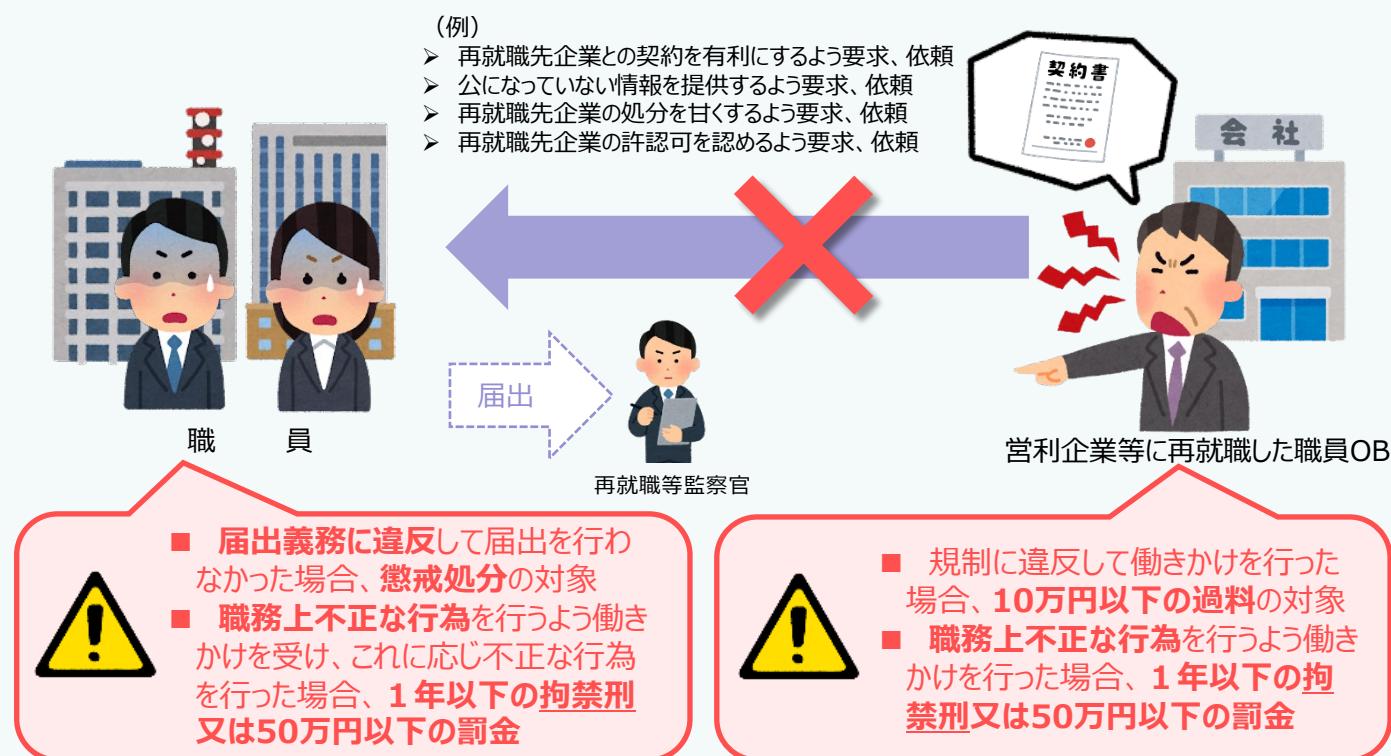
* 規制違反行為が認定されて、再就職したOBがその企業・団体を退職することとなった事例や、離職後であっても在籍した府省から懲戒処分相当の金銭の納付等が求められた事例もあります。

I 再就職に関する規制（再就職等規制）

3 働きかけ規制

営利企業等に再就職した職員OBが、離職前5年間に在職していた局等組織の職員に対して、再就職先に係る契約等事務に関し、離職後2年間、職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼することは禁止されています。

これらに違反する働きかけを受けた職員は、再就職等監察官に届け出なければなりません（窓口は、内閣府再就職等監視委員会のウェブサイトを参照ください）。



- 届出義務に違反して届出を行わなかった場合、懲戒処分の対象
- 職務上不正な行為を行うよう働きかけを受け、これに応じ不正な行為を行った場合、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金



- 規制に違反して働きかけを行った場合、10万円以下の過料の対象
- 職務上不正な行為を行うよう働きかけを行った場合、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

※ 次に該当する場合は禁止されています。

- 行政庁からの指定、登録、委託等を受けて行う試験、検査、検定等を遂行するため必要な場合、独立行政法人・特殊法人等の業務を行うため必要な場合
- 法令、国等との契約に基づく権利行使又は行政処分等に基づく義務の履行の場合
- 法令に基づく申請・届出を行う場合
- 一般競争入札等による契約を締結するため必要な場合
- 法令又は慣行により公開（が予定）されている情報の、公開後の提供を求める場合
- 公務の公正性の確保に支障が生じない場合として再就職等監視委員会の承認を受けた場合（申請書様式は、内閣府再就職等監視委員会ウェブサイトからダウンロードできます。）



用語解説

■ 在職していた局等組織の職員

在職していた局等（次の①～⑧の組織）に属する職員とその組織が属する府省の事務次官級の職員等をいいます。

⇒①本省の官房又は局等、②施設等機関、③外局、④審議会等事務局、⑤特別の機関、⑥地方支分部局、⑦行政執行法人、⑧都道府県警察

■ 契約等事務

①再就職者が地位に就いている営利企業等やその子法人と国等との間で締結される売買、貸借、請負、その他の契約又は②当該営利企業等やその子法人に対する処分に関する事務をいいます。

■ 職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼

契約等事務に関して、単に作為又は不作為を求める行為だけでなく、公開されていない事項に関する質問（情報提供の要求）も含まれます。不正な行為を求めるものでなくとも規制の対象となります。

☑ 再就職者の離職前に就いていた役職や職務の内容により規制範囲が変わります!!

① 全ての再就職者（退職後に官利企業等に再就職した職員OB。以下同じ）

離職前5年間に在職していた局等組織の職員に対し、離職前5年間の職務に属する契約等事務（再就職先に係るものに限る。以下同じ。）に関し、離職後2年間働きかけを禁止。

② 離職前5年より前に本省部課長級ポストの経験がある再就職者

①に加え、離職前5年より前に本省部課長級ポストに就いていたときの局等組織の職員に対し、当該本省部課長級ポストの職務に属する契約等事務に関し、離職後2年間働きかけを禁止。

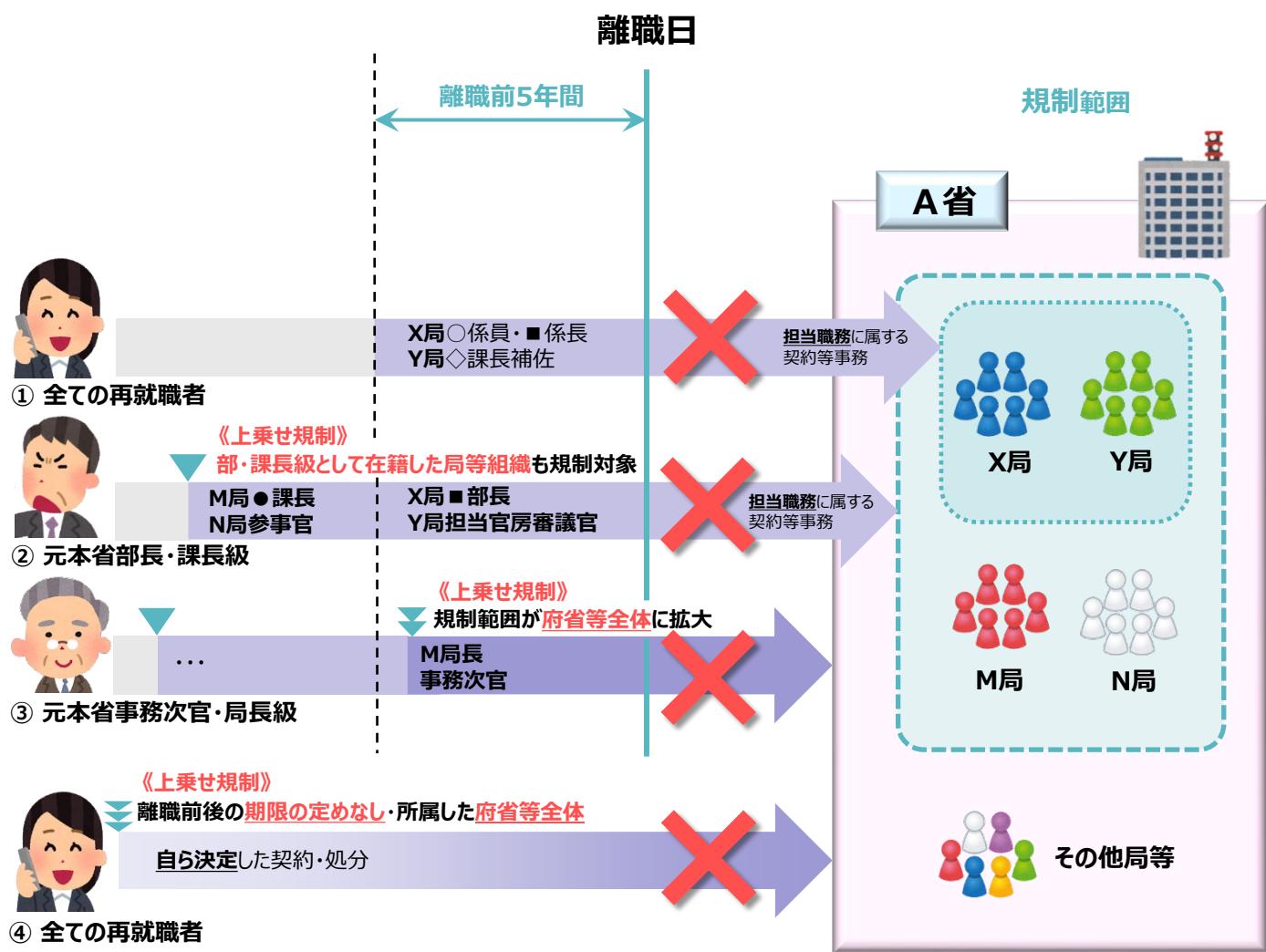
③ 本省局長級以上ポストの経験がある再就職者

①、②に加え、本省局長級以上のポストに就いていたときの府省等の職員に対し、当該本省局長級以上として在職した府省等の所掌に属する契約等事務に関し、離職後2年間働きかけを禁止。

④ 再就職者が在職中に自らが決定した契約・処分への働きかけ

①～③のほか、在職していた府省等の職員に対し、自ら決定した契約・処分であって、現に再就職している官利企業等との間のものについて、期限の定めなく働きかけを禁止。

▶ 離職前の役職と離職後の規制範囲の関係（イメージ）



* 各局等については、担当官房審議官等を含む。

* 働きかけが規制される期間は、①～③は離職後2年間、④は期限の定めなし。

Ⅱ 再就職情報の届出制度（届出マニュアル）

1 在職中に再就職の約束をした場合

官公署等の地位に就くことを在職中に約束した職員（本省補佐級未満を含む全ての職員。）は、速やかに*、別記様式第4（本届出）を、任命権者に届け出してください。

* 再就職の約束をした日から1週間以内を目安（離職日を超える場合には、同日まで）

別記様式第4（第6条第1項関係）

在職中に再就職の約束をした場合の届出

（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の23第1項関連）

R 8 年 5 月 17 日

○ ○ 大 臣 殿

住 所 東京都○○市○○△-△-△

氏 名 内閣 一郎

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の23第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 氏名	ないかく いちろう 内閣 一郎	
2 生年月日	S 47 年 8 月 15 日	
3 官職	○○地方○○局△△事務所長	
4 約束前の求職開始日	R 7 年 12 月 11 日 (□ 約束前の求職開始日がなかった場合)	
5 再就職の約束をした日	R 8 年 5 月 5 日	
6 約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容		
所属・官職	在職期間	職務内容
イ ○○地方○○局××事務所長	自 R 7 年 12 月 11 日 至 R 7 年 12 月 31 日	××地域における○○に関する事務
ロ ○○地方○○局△△事務所長	自 R 8 年 1 月 1 日 至 R 8 年 6 月 30 日	△△地域における○○に関する事務
ハ	自 R 年 月 日 至 R 年 月 日	
ニ	自 R 年 月 日 至 R 年 月 日	
7 離職予定日	R 8 年 6 月 30 日	
8 再就職予定日	R 8 年 7 月 1 日	
9 再就職先の 名称及び連絡先	再就職先の名称： 学校法人○○ 再就職先の連絡先： ○○県○○市○○△-△-△ ○○○-○○○-○○○○	



記入上の注意

① 氏名【公表事項】

スペースを入れずに「姓」と「名」をそれぞれのセルに記入してください。

② 生年月日【公表事項（年齢として公表）】、⑤ 再就職の約束をした日【公表事項】、

⑦ 離職予定日【公表事項】、⑧ 再就職予定日【公表事項】

元号・年月日をプルダウンメニューから選択してください。

③ 官職【公表事項】

①府省又は外局の名称、②部局等の名称、③官職名（届出時の官職）の順に記入してください。

ただし、本府省に置かれる審議会等、施設等機関、特別の機関及び地方支分部局については、府省名の記入は不要です。

なお、行政執行法人の場合、法人名の前に「独立行政法人」と記入してください。

（例）【本府省内部部局の場合】○○省大臣官房審議官（▲▲担当）※担当がある場合は記入
○○省大臣官房付 併任 □□課長※併任がある場合は記入

【地方支分部局の場合】○○地方局長

【外局の場合】○○庁□□部長※外局、外局の地方支分部局等は外局名から記入

【行政執行法人の場合】独立行政法人○○□□部長

④ 約束前の求職開始日【公表事項】

再就職の約束をした日以前の職員としての在職中における求職開始日（次に掲げる日のいずれか早い日）の元号、年月日を選択してください。

イ 再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

ロ 再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

ハ 再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

なお、約束前の求職開始日がなかった場合には、チェック欄にレ点を記入してください。

⑥ 約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容【公表事項】

約束前の求職開始日から離職予定日までの間に在職していた（予定を含む。）官職、在職期間及び職務内容を記入してください。

職務内容については、所掌事務を簡潔に記入してください。

（※）原則として、現在の官職の「在職期間」の最終日は「離職予定日」としてください（異動内示を受けている場合を除く。）。

なお、約束前の求職開始日がなかった場合には、再就職の約束をした日から離職予定日までの間について記入してください。

⑨ 再就職先の名称及び連絡先【再就職先の名称のみ公表事項、連絡先は公表なし】

再就職先の名称は、正式名称を記入してください。

（例）【○】独立行政法人□□、公益財団法人□□ 等

【×】（独）□□、（財）□□ 等

所属する支部、支所、内部組織は本欄ではなく「再就職先における地位」欄に記載してください。

（例）・再就職先の名称「△△株式会社」、再就職先の地位「△△支所○○部長」

・再就職先の名称「学校法人△△」、再就職先の地位「△△大学○○学部教授」

連絡先には、採用担当部署の所在地及び電話番号の両方を記入してください。所在地は都道府県名から記入し、電話番号は市外局番から記入してください。なお、海外の場合には、所在地は国名を含めて記入し、電話番号は国番号を含めて記入してください。

電話番号は番号のみでよく、番号の後の「（代表）」、「（直通）」等の記入は不要です。



届出を定められたとおりに行わなかった場合や虚偽の届出を行った場合には、国家公務員法第82条に基づく懲戒処分又は部内規程による矯正措置等の対象となります。

(9ページからの続き)

10 再就職先の業務内容	教育・研究	
11 再就職先における地位	○○大学経済学部特任教授	
12 求職の承認の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
13 官民人材交流センターの援助の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
14 官民人材交流センター以外の援助 (<input type="checkbox"/> 官民人材交流センター以外の援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	
さとう じろう 佐藤 次郎	R7.12.5 再就職先の求人ポストについて情報提供 R8.5.7 再就職先への推薦（推薦状の作成）	

(記載上の注意)

- のついた項目は該当するの中にレ点を記入すること。
- 約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容については、約束前の求職開始日がなかった場合には、再就職の約束した日以後の職員としての在職状況及び職務内容を記載すること。

(別添)

(A) 奉給表	(B) 職務の級	(C) 奉給の特別調整額の区分	(D) 再就職先区分	(E) 6の欄の官職と再就職先との利害関係の有無			
				イ	ロ	ハ	二
行政職（一）	7	二種	学校法人	無	無		

⑩ 再就職先の業務内容【公表事項】

定款、寄附行為等における目的等を参考に、法人の主な業務内容をわかりやすく、簡潔に記入してください。本人又は所属部署の業務内容ではなく、組織全体の業務内容を記入してください。

- (例) ・銀行「金融業」、病院「医療事業」、電力会社「電力供給事業等」、大学「教育・研究」
・公益法人等「○○等に関する調査、研究」等

⑪ 再就職先における地位【公表事項】

再就職先における職名を記入してください。所属部署名、支部名、担当名等がある場合にはその名称も併せて記載してください。

- (例) 理事（○○担当）、◇◇支店□□部部長代理、△△センター□□部門グループ主幹

⑫ 求職の承認の有無【公表事項】

在職中に自らの職務に利害関係を有する営利企業等に求職活動を行う場合に必要な、再就職等監視委員会等による承認の有無を記入してください。

⑬ 官民人材交流センターの援助の有無【公表事項】

官民人材交流センターの援助（次の（1）～（3）をいいます。）の有無を記入してください。

- (1) 官民人材交流センターが行った求人情報・求職者情報提供による再就職支援
(2) 官民人材交流センターが、民間の再就職支援会社を活用して実施した再就職支援
(3) 官民人材交流センターが、離職を余儀なくされたこととなった職員について直接行った再就職支援

⑭ 官民人材交流センター以外の援助【公表なし】

官民人材交流センターによるもの以外の再就職の援助があった場合に援助者と援助の内容について記入してください（最初に職員となった後に行われたものに限る。）。

なお、該当する援助がなかった場合には、チェック欄にレ点を記入してください。

- 援助者の氏名及び名称には、個人として援助を行った者である場合には、「姓」と「名」の間は全角1文字空け、フルネームで記入してください。就職支援会社、公共職業安定所等の法人その他の団体の業として援助を行ったものである場合には、当該団体の正式名称を記入してください。複数から援助を受けた場合は、全て記入してください（届け出た再就職に関する援助に限る。）。

(例) 【○】△△公共職業安定所、株式会社△△ 等

【×】ハローワーク△△、(株)△△ 等

- 援助の内容には、援助を受けた時期及び内容を具体的に記入してください。
援助を受けた時期については、始期及び終期をできるだけ詳細に記入してください。

(時期例) R○.○.○～○.○.○、R○年○月～○年○月、R○年○月頃 等

- (内容例) ・再就職先に関する情報の提供（求人ポスト、採用担当者の連絡先等）
・再就職先への推薦（推薦状の作成等）・再就職先採用担当者との面談の設定
・再就職先への提出書類の記載等におけるアドバイス 等

※ 別添の（A）～（E）については、上記届出事項とは別に、取りまとめにおいて確認が必要なため、ご記入いただきますよう、よろしくお願いいたします。 **【(D)再就職先区分のみ集計値を公表】**

(A) 債給表 届出時に適用されている債給表を選択してください。

(B) 職務の級 届出時に適用されている職務の級を選択してください。なお、(A)債給表欄で職務の級のない債給表を選択した場合は、号俸を選択してください。

(C) 債給の特別調整額の区分 届出時に適用されている債給の特別調整額の区分を選択してください。

(D) 再就職先区分 再就職先の区分を「独立行政法人」、「国立大学法人」、「特殊法人」、「認可法人」、「公益社団法人又は公益財団法人」、「一般社団法人又は一般財団法人」、「学校法人」、「社会福祉法人」、「更生保護法人」、「その他の非営利法人」、「営利法人」、「自営業」、「その他」から選択してください。

(E) 6の欄の官職と再就職先との利害関係の有無 6の欄に記入された全ての官職と再就職先との利害関係の有無を選択してください。

(届出事項に変更が生じた場合)

離職までに、別記様式第4（本届出）の届出事項のうち**別記様式第5（変更届出）**掲載の事項に変更が生じたときには、**遅滞なく***、任命権者に届け出でください。その際、変更事項を反映した**本届出も併せて提出**してください。

なお、**再就職先自体が変わった場合は、別記様式第6（失効届出）**を届け出た上で、新たな再就職先について**本届出**を提出してください。

* 届出が必要となる事実が生じた日から**2週間以内**を目安（離職日を超える場合には同日まで）

別記様式第5（第6条第2項関係）

変更届出

（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の23第1項関連）

R 8 年 6 月 3 日

○ ○ 大 臣 殿

住 所 東京都○○市○○△-△-△

氏 名 内閣 一郎

電話番号 ○○○-○○○○-○○○○

令和8年5月17日付けの国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の23第1項の規定による届出について、次のとおり変更があつたので、届け出ます。

官 職	変更前	○○地方○○局△△事務所長		
	変更後	○○地方○○局□□事務所長		
約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容	変更前	所属・官職	在職期間	職務内容
		○○地方○○局△△事務所長	R8.1.1-R8.6.30	△△地域における○○に関する事務
離職予定日	変更後	所属・官職	在職期間	職務内容
		○○地方○○局△△事務所長	R8.1.1-R8.5.31	△△地域における○○に関する事務
再就職予定日	変更前	○○地方○○局△△事務所長	R8.6.1-R8.6.30	△△地域における○○に関する事務
	変更後			
再就職先の名称及び連絡先	変更前			
	変更後			
再就職先の業務内容	変更前			
	変更後			
再就職先における地位	変更前	○○大学経済学部特任教授		
	変更後	○○大学経済学部教授		

（別添）

「約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容」欄の変更後の官職と再就職先との利害関係の有無

イ	ロ
無	無

注意事項

- * 本届出（別記様式第4）を行った職員が**管理職職員であった場合**（35ページ参照）で、**離職後2年間に**、「再就職予定日」、「再就職先の名称及び連絡先」、「再就職先の業務内容」又は「再就職先における地位」のいずれかに**変更が生じた場合**には、改めて、後掲「**Ⅱ 2 管理職職員であった者が再就職しようとする場合**」（別記様式第7）又は「**Ⅱ 3 管理職職員であった者が再就職した場合**」（別記様式第10）を離職時の任命権者を経由して、内閣総理大臣（内閣官房内閣人事局）に提出してください。

※ 別添については、上記届出事項とは別に、取りまとめにおいて確認が必要なため、ご記入いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

(届出事項が失効した場合)

離職までに別記様式第4（本届出）に係る約束が効力を失ったときは、別記様式第6（失効届出）に必要事項を記入の上、遅滞なく*任命権者に届け出してください。

*届出が必要となる事実が生じた日から**2週間以内**を目安（離職日を超える場合には同日まで）

別記様式第6（第6条第3項、第4項関係）

失効届出

（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の23第1項関連）

R 8 年 6 月 5 日

○ ○ 大 臣 殿

住 所 東京都〇〇市〇〇△-△-△

氏 名 内閣 一郎

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

令和8年5月17日付けの国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の23第1項の規定による届出に係る 約束の効力が失われました
地位に就くことが見込まれないこととなりました
ので、届け出ます。

（記載上の注意）

職員の退職管理に関する政令（平成20年政令第389号）第26条第3項の規定により、在職中に当該失効届出を行う場合については、「約束の効力が失われました」と記載し、同条第6項において準用する同条第3項の規定により、離職後に当該失効届出を行う場合については、「地位に就くことが見込まれないこととなりました」と記載すること。



注意事項

- * 届出先について、離職後に失効届出を届け出る場合は「**内閣総理大臣**」を宛名にしてください（離職後に失効届出を行う必要があるのは管理職職員であった者のみです）。離職時の任命権者を経由して、内閣総理大臣に届け出ることになります。
- * **在職中**に失効届出を届け出る場合は「**約束の効力が失われました**」に、**離職後**に失効届出を届け出る場合は「**地位に就くことが見込まれないこととなりました**」に、○を記入してください。
- * 本届出（別記様式第4）を行った職員が**管理職職員であった場合（35ページ参照）**には、**離職後2年間のうちに**、本届出に係る地位に就くことが見込まれないこととなったときにも、**別記様式第6**にその旨記載し、遅滞なく、離職時の任命権者に提出してください。

解説

在職中に届出を行う趣旨

営利企業等の地位に就くことを在職中に約束した職員が、その後、**当該営利企業等に対する処分や契約に携わる場合、利益相反的な立場**に置かれることから、再就職の適正及び公務の公正並びにそれに対する国民の信頼が損なわれるおそれがあります。

このため、営利企業等の地位に就くことを在職中に約束した職員は、任命権者（各府省大臣、外局の長、行政執行法人の長等）に対して速やかに届出を行うこととし、**任命権者において再就職の適正及び公務の公正並びにそれに対する国民の信頼を損なうことがないよう、人事管理上適切な配慮**を行うこととするものです。

具体的には、例えば、再就職の約束をした職員を、**再就職の約束をした営利企業等に対する処分に直接携わる職務に就かせないこと**などの人事配置上の配慮を行うことが考えられます。

Ⅱ 再就職情報の届出制度（届出マニュアル）

2 管理職職員であった者が再就職しようと

管理職職員であった者（35ページ参照）が、**離職後2年間に**、**行政執行法人以外の独立行政法人、特殊法人、認可法人、国と特に密接な関係がある公益社団法人又は公益財団法人**（37・38ページ参照）の役員等*に就こうとする場合には、**あらかじめ（再就職予定日の前日までに）**、**別記様式第7（本届出）**を、離職時の任命権者を経由して、内閣総理大臣（内閣官房内閣人事局）に提出してください。

* ①役員（非常勤のものを除く。）、②法令の規定により内閣・内閣総理大臣・各省大臣により任命される地位、③法令の規定により任命・選任に関し行政庁の認可を要する地位。

別記様式第7（第8条第1項関係）

管理職職員であった者が再就職しようとする場合の届出 (国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の24第1項関連)

R 8 年 8 月 30 日

内閣総理大臣 殿

住 所 大阪府〇〇市〇〇区〇〇△-△

氏 名 内閣 花子

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の24第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふりがな) 氏名	ないかく 内閣	はなこ 花子
2 生年月日	S 47 年 1 月 19 日	
3 离職時の官職	〇〇省大臣官房審議官(〇〇担当)	
4 离職前の求職開始日	R 8 年 6 月 17 日 (□ 离職前の求職開始日がなかった場合)	
5 离職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容		
所属・官職	在職期間	職務内容
イ 〇〇省大臣官房審議官(〇〇担当)	自 R 8 年 6 月 17 日 至 R 8 年 7 月 11 日	〇〇に関する事務の総括整理
ロ	自 R 年 月 日 至 R 年 月 日	
ハ	自 R 年 月 日 至 R 年 月 日	
ニ	自 R 年 月 日 至 R 年 月 日	
6 离職日	R 8 年 7 月 11 日	
7 再就職予定日	R 8 年 10 月 1 日	
8 再就職先の 名称及び連絡先	再就職先の名称： 公益社団法人〇〇〇〇〇 再就職先の連絡先： 〇〇県〇〇市〇〇△-△-△ 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	

する場合

国家公務員法第106条の24第1項関係



次の場合は届出不要です！

- i 管理職職員として「**Ⅱ 1 在職中に再就職の約束をした場合**」の届出を行っており、離職後に届出内容に変更が生じていない場合 (注) 非管理職職員としてⅡ 1の届出を行ったが、一度でも管理職職員であったことのある場合は、必要となります。
- ii 退職手当通算離職（いわゆる現役出向）の場合



記入上の注意

① 氏名【公表事項】

スペースを入れずに「姓」と「名」をそれぞれのセルに記入してください。

② 生年月日【公表事項（年齢として公表）】、⑥ 離職日【公表事項】、⑦ 再就職予定日【公表事項】

元号・年月日をプルダウンメニューから選択してください。

③ 離職時の官職【公表事項】

①府省又は外局の名称、②部局等の名称、③官職名（離職時の官職）の順に記入してください。

ただし、本府省に置かれる審議会等、施設等機関、特別の機関及び地方支分部局については、府省名の記入は不要です。なお、行政執行法人の場合、法人名の前に「独立行政法人」と記入してください。

(例) 【本府省内部部局の場合】○○省大臣官房審議官（▲▲担当）※担当がある場合は記入
○○省大臣官房付 併任 □□課長 ※併任がある場合は記入

【地方支分部局の場合】○○地方局長

【外局の場合】○○庁□□部長 ※外局、外局の地方支分部局等は外局名から記入

【行政執行法人の場合】独立行政法人○○□□部長

また、管理職職員であった者が、離職時に管理職職員以外の職員であった場合は、離職時の官職と併せて括弧書で管理職職員としての最終官職も記入してください。

(例) ××課長から非管理職の専門スタッフ職の○○分析官になって離職した場合は、
「○○省□□局○○分析官（○○省□□局××課長）」と記入。

なお、離職後に再任用職員（非管理職職員）として採用された後、再び離職し再就職する場合の「離職時」とは、再任用職員になる以前の職員としての離職時を指すため、再任用前の管理職職員としての官職を記入してください。

一方、管理職職員として再任用職員に採用された場合は、当該官職を最終官職として記入してください。

※ 令和5年4月以降、暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を含む。）及び定年前再任用短時間勤務職員として採用された場合についても同様です。

(例) 管理職Aを離職後、再任用非管理職Bとして採用された場合 : Aの官職を記載
管理職Aを離職後、再任用管理職Bとして採用された場合 : Bの官職を記載

※ 管理職Aの離職後2年間に、「再任用管理職Bとして採用された後、再び離職し再就職する」場合、管理職Aとしての届出と再任用管理職Bとしての届出の2通の届出が必要です。

④ 離職前の求職開始日【公表事項】

職員としての在職中における求職開始日（次に掲げる日のいずれか早い日）の元号、年月日を選択してください。

イ 再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

ロ 再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報を提供を依頼した日

ハ 再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

なお、離職前の求職開始日がなかった場合には、チェック欄にレ点を記入してください。この場合、⑤の記入は不要です。

⑤ 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容【公表事項】

離職前の求職開始日から離職日までの間に在職していた官職、在職期間及び職務内容を記入してください。

職務内容については、所掌事務を簡潔に記入してください。

⑥ 再就職先の名称及び連絡先【再就職先の名称のみ公表事項、連絡先は公表なし】

再就職先の名称は、正式名称を記入してください。

(例) ○ 独立行政法人□□、公益財団法人□□ 等 × (独) □□、(財) □□ 等

連絡先には、採用担当部署の所在地及び電話番号の両方を記入してください。

所在地は都道府県名から記入し、電話番号は市外局番から記入してください。

電話番号は番号のみでよく、番号の後の「（代表）」、「（直通）」等の記入は不要です。



届出を定められたとおりに行わなかった場合や虚偽の届出を行った場合には、10万円以下の過料の対象となります。

(17ページからの続き)

9 再就職先の業務内容	○○○に関する調査研究等											
10 再就職先における地位	理事											
11 求職の承認の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無										
12 官民人材交流センターの援助の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無										
13 官民人材交流センター以外の援助 (<input type="checkbox"/> 官民人材交流センター以外の援助がなかった場合)	<table border="1"> <tr> <td>(ふりがな) 援助者の氏名又は名称</td> <td>援助の内容</td> </tr> <tr> <td>すずき たろう 鈴木 太郎</td> <td>R8.6.1 再就職先の採用担当者の連絡先について情報提供 R8.7.15~7.18 再就職先の役員との面談の設定</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>		(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	すずき たろう 鈴木 太郎	R8.6.1 再就職先の採用担当者の連絡先について情報提供 R8.7.15~7.18 再就職先の役員との面談の設定						
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容											
すずき たろう 鈴木 太郎	R8.6.1 再就職先の採用担当者の連絡先について情報提供 R8.7.15~7.18 再就職先の役員との面談の設定											

(記載上の注意)

- のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。
- 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別添)

(A) 奉給表	(B) 職務の級	(C) 奉給の特別調整額の区分	(D) 再就職先区分	(E) 5の欄の官職と再就職先との利害関係の有無			
				イ	ロ	ハ	二
指定職	3	—	公益社団法人又は 公益財団法人	無			

(F) 3の欄に離職時の官職と併せて括弧書で管理職職員としての最終官職を記載している場合、その理由

⑨ **再就職先の業務内容【公表事項】**

定款、寄附行為等における目的等を参考に、法人の主な業務内容をわかりやすく、簡潔に記入してください。
本人又は所属部署の業務内容ではなく、組織全体の業務内容を記入してください。

⑩ **再就職先における地位【公表事項】**

再就職先における職名を記入してください。担当名等がある場合にはその名称も併せて記載してください。
(例) 理事 (○○担当)

⑪ **求職の承認の有無【公表事項】**

在職中に自らの職務に利害関係を有する営利企業等に求職活動を行う場合に必要な、再就職等監視委員会等による承認の有無を記入してください。

⑫ **官民人材交流センターの援助の有無【公表事項】**

官民人材交流センターの援助（次の（1）～（3）をいいます。）の有無を記入してください。

- (1) 官民人材交流センターが行った求人情報・求職者情報提供による再就職支援
- (2) 官民人材交流センターが、民間の再就職支援会社を活用して実施した再就職支援
- (3) 官民人材交流センターが、離職を余儀なくされたこととなつた職員について直接行った再就職支援

⑬ **官民人材交流センター以外の援助【公表なし】**

官民人材交流センターによるもの以外の再就職の援助があった場合に援助者と援助の内容について記入してください（最初に職員となった後に行われた、当該再就職先に就職するための援助全て）。

なお、該当する援助がなかった場合には、チェック欄にレ点を記入してください。

- ・ 援助者の氏名及び名称には、個人として援助を行った者である場合には、「姓」と「名」の間は1文字空け、フルネームで記入してください。就職支援会社、公共職業安定所等の法人その他の団体の業として援助を行ったものである場合には、当該団体の正式名称を記入してください。複数から援助を受けた場合は、全て記入してください（届け出た再就職に関する援助に限る。）。

(例) ○ △△公共職業安定所、株式会社△△ 等

× ハローワーク△△、(株) △△ 等

- ・ 援助の内容には、援助を受けた時期及び内容を具体的に記入してください。
 援助を受けた時期については、始期及び終期をできるだけ詳細に記入してください。

(時期例) R○.○.○～○.○.○、R○年○月～○年○月、R○年○月頃 等

- (内容例)
 - ・再就職先に関する情報の提供（求人ポスト、採用担当者の連絡先等）
 - ・再就職先への推薦（推薦状の作成等）
 - ・再就職先採用担当者との面談の設定
 - ・再就職先への提出書類の記載等におけるアドバイス 等

※ 別添の(A)～(F)については、上記届出事項とは別に、取りまとめにおいて確認が必要なため、ご記入いただきますよう、よろしくお願ひいたします。 **【(D)再就職先区分のみ集計値を公表】**

(A)俸給表

離職時に適用されていた俸給表を選択してください。ただし、離職時に管理職職員以外の職員であった者は、管理職職員として適用されていた最終の俸給表を選択してください。

(B)職務の級

離職時に適用されていた職務の級を選択してください。ただし、離職時に管理職職員以外の職員であった者は、管理職職員として適用されていた最終の級を選択してください。なお、(A)俸給表欄で職務の級のない俸給表を選択した場合は号俸を選択してください。

(C)俸給の特別調整額の区分

離職時に適用されていた俸給の特別調整額の区分を選択してください。ただし、離職時に管理職職員以外の職員であった者は、管理職職員として適用されていた最終の俸給の特別調整額の区分を選択してください。

(D)再就職先区分

再就職先の区分を「独立行政法人」、「特殊法人」、「認可法人」、「公益社団法人又は公益財団法人」から選択してください。

(E) 5の欄の官職と再就職先との利害関係の有無

5の欄に記入された全ての官職と再就職先との利害関係の有無を選択してください。

(F) 3の欄に離職時の官職と併せて括弧書で管理職職員としての最終官職を記載している場合、その理由

3の欄に離職時の官職と併せて括弧書で管理職職員としての最終官職を記載している場合は、理由を選択してください（それ以外の場合は、空欄）。

(届出事項に変更が生じた場合)

国家公務員法第106条の24第1項関係

本届出（別記様式第7）を行った**管理職職員であった者は、離職後2年間のうち再就職するまでの間に**本届出事項のうち**別記様式第8（変更届出）**掲載の事項に変更が生じたときは、**遅滞なく***、離職時の任命権者を経由して、内閣総理大臣（内閣官房内閣人事局）に届け出してください。

その際、変更事項を反映した**本届出も併せて提出**してください。

なお、**再就職先自体が変わった場合は、別記様式第9（失効届出）**を届け出た上で、新たな再就職先について**本届出**を提出してください。

*届出が必要となる事実が生じた日から**2週間以内**を目安（再就職予定日の前日を超える場合には同日まで）

別記様式第8（第8条第2項関係）

変更届出

(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の24第1項関連)

R 8 年 9 月 15 日

内閣総理大臣 殿

住 所 大阪府〇〇市〇〇区〇〇△-△

氏 名 内閣 花子

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

令和8年8月30日付けの国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の24第1項の規定による届出について、次のとおり変更があったので、届け出ます。

再就職予定日	変更前	
	変更後	
再就職先の名称 及び連絡先	変更前	
	変更後	
再就職先の業務内容	変更前	
	変更後	
再就職先における地位	変更前	理事
	変更後	副理事長

(届出事項が失効した場合)

国家公務員法第106条の24第1項関係

本届出（別記様式第7）を行った**管理職職員であった者は、離職後2年間**のうちに、届出事項に係る地位に就くことが見込まれないこととなったときは、**遅滞なく***、**別記様式第9**を、離職時の任命権者を経由して、内閣総理大臣（内閣官房内閣人事局）に提出してください。

* 届出が必要となる事実が生じた日から**2週間以内**を目安（再就職予定日の前日を超える場合には同日まで）

別記様式第9（第8条第3項関係）

失効届出

(国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第1項関連)

R 8 年 9 月 15 日

内閣総理大臣 殿

住 所 大阪府〇〇市〇〇区〇〇△-△

氏 名 内閣 花子

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

令和8年8月30日付けの国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第1項の規定による届出に係る地位に就くことが見込まれないこととなりましたので、届け出ます。

II 再就職情報の届出制度（届出マニュアル）

3 管理職職員であった者が再就職した場合

管理職職員であった者（35ページ参照）が、離職後2年間に、再就職、起業等した場合は、速やかに（再就職日から1か月以内を目安）、別記様式第10（本届出）を、離職時の任命権者を経由して、内閣総理大臣（内閣官房内閣人事局）に提出してください。

別記様式第10（第11条関係）

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第2項関連)

R 8 年 10 月 1 日

内閣総理大臣 殿

住 所 宮城県○○市○○○△-△

氏 名 内閣 三郎

電話番号 ○○○-○○○○-○○○○

国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふりがな) 氏名	ないかく 内閣 さぶろう 三郎
2 生年月日	S 42 年 11 月 28 日
3 離職時の官職	○○省○○局○○課○○分析官（○○省××局△△課長）
4 離職前の求職開始日	R 8 年 7 月 1 日 (□ 離職前の求職開始日がなかった場合)



記入上の注意

(25ページへ続く)

① 氏名【公表事項】

スペースを入れずに「姓」と「名」をそれぞれのセルに記入してください。

② 生年月日【公表事項（年齢として公表）】、⑥ 離職日【公表事項】、⑦ 再就職日【公表事項】

元号・年月日をプルダウンメニューから選択してください。



次の場合は届出不要です！

- i 管理職職員として「Ⅱ 1 在職中に再就職の約束をした場合」の届出を行っており、離職後に届出内容に変更が生じていない場合 又は「Ⅱ 2 管理職職員であった者が再就職しようとする場合」の届出を行った場合 (注1)
- ii 日雇いの場合 (任期を1日とし、これが日々更新されることにより雇用される者の場合)
- iii 任命権者の要請に応じ特別職の国家公務員となるため退職し、引き続き特別職国家公務員となつた場合 (例：内閣総理大臣の秘書官として一定期間特別職の国家公務員となる場合)
- iv 任命権者の要請に応じ地方公務員となるため退職し、引き続き地方公務員となつた場合 (地方公共団体・特定地方独立行政法人への出向の場合)
- v 再任用制度により再任用職員として採用された場合
- vi 離職時に在職していた府省の顧問等として採用された場合
- vii 有給で、営利企業以外の事業の団体の地位に就いた場合、又は、有給で、事業に従事することになった場合又は事務を行うことになった場合であって、一定額 (160万円：注2) 以下の報酬を得る場合
- viii 退職手当通算離職 (いわゆる現役出向) の場合

(注1) なお、非管理職職員としてⅡ 1 の「在職中に再就職の約束をした場合」の届出を行ったが、一度でも管理職職員であったことのある場合は、この届出も必要です。

(注2) 所得税法第28条第3項第1号括弧書に規定する給与所得控除額に相当する金額 (現行65万円) と同法第86条第1項第1号に規定する基礎控除額の額 (現行58万円) 及び租税特別措置法第41条の16の2に規定する加算措置 (最大37万円) の合計額 (現行160万円)



記入上の注意（続き）

③ 離職時の官職【公表事項】

①府省又は外局の名称、②部局等の名称、③官職名（離職時の官職）の順に記入してください。

ただし、本府省に置かれる審議会等、施設等機関、特別の機関及び地方支分部局については、府省名の記入は不要です。なお、行政執行法人の場合、法人名の前に「独立行政法人」と記入してください。

(例) 【本府省内部部局の場合】○○省大臣官房審議官（▲▲担当）※担当がある場合は記入
○○省大臣官房付 併任 □□課長 ※併任がある場合は記入

【地方支分部局の場合】○○地方局長

【外局の場合】○○庁□□部長 ※外局、外局の地方支分部局等は外局名から記入

【行政執行法人の場合】独立行政法人○○□□部長

また、管理職職員であった者が、離職時に管理職職員以外の職員であった場合は、離職時の官職と併せて括弧書で管理職職員としての最終官職も記入してください。

(例) ××課長から非管理職の専門スタッフ職の○○分析官になって離職した場合は、
「○○省□□局○○分析官（○○省□□局××課長）」と記入。

なお、離職後に再任用職員（非管理職職員）として採用された後、再び離職し再就職する場合の「離職時」とは、再任用職員になる以前の職員としての離職時を指すため、再任用前の管理職職員としての官職を記入してください。

一方、管理職職員として再任用職員に採用された場合は、当該官職を最終官職として記入してください。

※ 令和5年4月以降、暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を含む。）及び定年前再任用短時間勤務職員として採用された場合についても同様です。

(例) 管理職Aを離職後、再任用非管理職Bとして採用された場合：Aの官職を記載
管理職Aを離職後、再任用管理職Bとして採用された場合：Bの官職を記載

※ 管理職Aの離職後2年間に、「再任用管理職Bとして採用された後、再び離職し再就職する」場合、管理職Aとしての届出と再任用管理職Bとしての届出の2通の届出が必要です。

④ 離職前の求職開始日【公表事項】

職員としての在職中における求職開始日（次に掲げる日のいざれか早い日）の元号、年月日を選択してください。

イ 再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

ロ 再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報を提供を依頼した日

ハ 再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

なお、離職前の求職開始日がなかった場合には、チェック欄にレ点を記入してください。

この場合、⑤の記入は不要です。



届出を定められたとおりに行わなかった場合や虚偽の届出を行った場合には、10万円以下の過料の対象となります。

(23ページからの続き)

5 縱職前の求職開始日から縱職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容

所属・官職	在職期間	職務内容
イ ○○省○○局○○課○○ 分析官	自 R 8 年 7 月 1 日 至 R 8 年 7 月 31 日	○○に関する調査研究 を行うことによる△△ の企画立案の支援
ロ	自 R 年 月 日 至 R 年 月 日	
ハ	自 R 年 月 日 至 R 年 月 日	
ニ	自 R 年 月 日 至 R 年 月 日	
6 縱 職 日	R 8 年 7 月 31 日	
7 再 就 職 日	R 8 年 10 月 1 日	
8 再 就 職 先 の 名 称 及 び 連 絡 先	再就職先の名称： 株式会社○○銀行 再就職先の連絡先： ○○県○○市○○△-△-△ ○○○-○○○-○○○○	
9 再 就 職 先 の 業 務 内 容	金融業	
10 再就職先における地位	○○支店経理部長	
11 求 職 の 承 認 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
12 官 民 人 材 交 流 セ ン タ ー の 援 助 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

13 官 民 人 材 交 流 セ ン タ ー 以 外 の 援 助

(官民人材交流センター以外の援助がなかった場合)

(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容
かぶしきがいしやまるまる 株式会社○○	R8.6.20 就職支援会社である同社より再就職先の求人ポストの情 報提供 R8.7.10 再就職先への提出書類の記載等におけるアドバイス
すずき たろう 鈴木 太郎	R8.7.15 再就職先への推薦（推薦状の作成）

⑤ **離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容【公表事項】**

離職前の求職開始日から離職日までの間に在職していた官職、在職期間及び職務内容を記入してください。
職務内容については、所掌事務を簡潔に記入してください。

⑥ **再就職先の名称及び連絡先【再就職先の名称のみ公表事項、連絡先は公表なし】**

再就職先の名称は、正式名称を記入してください。

(例) 【○】公益財団法人□□、一般財団法人□□、株式会社□□

【×】(財) □□、(一財) □□、(株) □□

所属する支部、支所、内部組織は本欄ではなく「再就職先における地位」欄に記入してください。

(例) ・再就職先の名称「△△株式会社」、再就職先の地位「△△支所○○部長」

・再就職先の名称「学校法人△△」、再就職先の地位「△△大学○○学部教授」

連絡先には、採用担当部署の所在地及び電話番号の両方を記入してください。所在地は都道府県名から記入し、電話番号は市外局番から記入してください。なお、海外の場合には、所在地は国名を含めて記入し、電話番号は国番号を含めて記入してください。電話番号は番号のみでよく、番号の後の「(代表)」、「(直通)」等は不要です。

⑦ **再就職先の業務内容【公表事項】**

定款、寄附行為等における目的等を参考に、法人の主な業務内容をわかりやすく、簡潔に記入してください。

本人又は所属部署の業務内容ではなく、組織全体の業務内容を記入してください。

(例) ・銀行「金融業」、病院「医療事業」、電力会社「電力供給事業等」、大学「教育・研究」

・国の機関「国家公務」、地方公共団体の機関「地方公務」

・公益法人等「○○等に関する調査、研究」等

⑧ **再就職先における地位【公表事項】**

再就職先における職名を記入してください。所属部署名、支部名、担当名等がある場合にはその名称も併せて記載してください。

(例) 理事(○○担当)、△△支店□□部部長代理、△△センター□□部門グループ主幹

⑨ **求職の承認の有無【公表事項】**

在職中に自らの職務に利害関係を有する営利企業等に求職活動を行う場合に必要な、再就職等監視委員会等による承認の有無を記入してください。

⑩ **官民人材交流センターの援助の有無【公表事項】**

官民人材交流センターの援助（次の（1）～（3）をいいます。）の有無を記入してください。

(1) 官民人材交流センターが行った求人情報・求職者情報提供による再就職支援

(2) 官民人材交流センターが、民間の再就職支援会社を活用して実施した再就職支援

(3) 官民人材交流センターが、離職を余儀なくされたこととなった職員について直接行った再就職支援

⑪ **官民人材交流センター以外の援助【公表なし】**

官民人材交流センターによるもの以外の再就職の援助があった場合に援助者と援助の内容について記入してください（最初に職員となった後に行われた、当該再就職先に就職するための援助全て）。

なお、該当する援助がなかった場合には、チェック欄にレ点を記入してください。

・ 援助者の氏名及び名称には、個人として援助を行った者である場合には、「姓」と「名」の間は全角1文字空け、フルネームで記入してください。就職支援会社、公共職業安定所等の法人その他の団体の業として援助を行ったものである場合には、当該団体の正式名称を記入してください。複数から援助を受けた場合は、全て記入してください（届け出た再就職に関する援助に限る。）。

(例) 【○】△△公共職業安定所、株式会社△△ 等

【×】ハローワーク△△、(株)△△ 等

・ 援助の内容には、援助を受けた時期及び内容を記入してください。

援助を受けた時期・内容について、始期及び終期を含めてできるだけ詳細に記入してください。

(時期例) R○.○.○～○.○.○、R○年○月～○年○月、R○年○月頃 等

(内容例) ・再就職先に関する情報の提供（求人ポスト、採用担当者の連絡先等）

・再就職先への推薦（推薦状の作成等）・再就職先採用担当者との面談の設定

・再就職先への提出書類の記載等におけるアドバイス 等

(25ページからの続き)

(記載上の注意)

- 1 □のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

(別添)

(A) 債給表	(B) 職務の級	(C) 債給の特別調整額の区分	(D) 再就職先区分	(E) 5の欄の官職と再就職先との利害関係の有無			
				イ	ロ	ハ	ニ
行政職 (一)	8	一種	営利法人	無			

(F) 報酬が160万円を超える見込みとなった日	(G) 3の欄に離職時の官職と併せて括弧書で管理職職員としての最終官職を記載している場合、その理由
	①離職時の官職が非管理職（役職定年等による降任、専門スタッフ職等非管理職官職への異動）であるため

※ 別添の(A)～(G)については、上記届出事項とは別に、取りまとめにおいて確認が必要なため、ご記入いただきますよう、よろしくお願ひいたします。 **【(D)再就職先区分のみ集計値を公表】**

(A) 債給表

離職時に適用されていた債給表を選択してください。ただし、離職時に管理職職員以外の職員であった者は、管理職職員として適用されていた最終の債給表を選択してください。

(B) 職務の級

離職時に適用されていた職務の級を選択してください。ただし、離職時に管理職職員以外の職員であった者は、管理職職員として適用されていた最終の級を選択してください。
なお、(A)債給表欄で職務の級のない債給表を選択した場合は号俸を選択してください。

(C) 債給の特別調整額の区分

離職時に適用されていた債給の特別調整額の区分を選択してください。ただし、離職時に管理職職員以外の職員であった者は、管理職職員として適用されていた最終の債給の特別調整額の区分を選択してください。

(D) 再就職先区分

再就職先の区分を「国又は地方公共団体」、「独立行政法人」、「国立大学法人」、「特殊法人」、「認可法人」、「公益社団法人又は公益財団法人」、「一般社団法人又は一般財団法人」、「学校法人」、「社会福祉法人」、「更生保護法人」、「その他の非営利法人」、「営利法人」、「自営業」、「その他」から選択してください。

(E) 5の欄の官職と再就職先との利害関係の有無

5の欄に記入された全ての官職と再就職先との利害関係の有無を選択してください。

(F) 報酬が160万円を超える見込みとなった日

営利企業への再就職以外の場合で、再就職日時点では年間報酬が160万円を超える見込みではなかったものの、その後、年間報酬が160万円を超える見込みとなったために届出を行う場合には、その超える見込みとなった日を記入してください（それ以外の場合は、空欄）。

(G) 3の欄に離職時の官職と併せて括弧書で管理職職員としての最終官職を記載している場合、その理由

3の欄に離職時の官職と併せて括弧書で管理職職員としての最終官職を記載している場合は、理由を選択してください（それ以外の場合は、空欄）。

参考

届出関係の概観

		離職後2年間	
在職中に再就職の約束をした場合		独法の役員等に再就職する場合 (事前)	営利企業等に再就職した場合 (事後)
法第106条の23第1項		法第106条の24第1項	法第106条の24第2項
対象者	職員 (①国の一般職国家公務員、②行政執行法人の役員・職員) (※)	管理職職員（行政職（一）7級二種以上等）であった者 (35ページ参照)	
届出時期	再就職の約束をした日から 1週間以内 を目安 【変更・失効】届出が必要となる事実が生じた日から 2週間以内 を目安 (離職日を超える場合には同日まで)	あらかじめ (再就職予定日の前日まで) 【変更・失効】届出が必要となる事実が生じた日から 2週間以内 を目安 (再就職予定日の前日を超える場合には同日まで)	再就職日から 1ヶ月以内 を目安
対象となる再就職先等	営利企業等 (営利企業及び営利企業以外の法人、3ページ参照) * 公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、学校法人等の非営利法人も対象。	行政執行法人以外の独立行政法人等 (37・38ページ参照) <役員その他の地位であって政令で定めるもの> ① 役員（非常勤のものを除く。） ② 法令の規定により内閣・内閣総理大臣・各省大臣により任命される地位 ③ 法令の規定により任命・選任に関し行政庁の許可を要する地位	<届出が必要となる場合> ① 有給で、営利企業以外の事業の団体の地位に就いた場合 ② 有給で、事業に従事することになった場合又は事務を行うことになった場合 ③ 営利企業の地位に就いた場合 * ①・②の場合は報酬額（160万円を超える額の場合に限る。）による
届出が不要な場合	国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人、特定地方独立行政法人へ再就職する場合	・管理職職員としてⅡ1の「在職中に再就職の約束をした場合」の届出を行っており、離職後に届出内容に変更が生じていない場合 ・退職手当通算離職（いわゆる現役出向）の場合	・管理職職員としてⅡ1の「在職中に再就職の約束をした場合」の届出を行っており、離職後に届出内容に変更が生じていない場合 ・Ⅱ2の「管理職職員であった者が再就職しようとする場合」の届出を行った場合 ・退職手当通算離職（いわゆる現役出向）の場合 (その他の例は24ページ参照)
届出義務違反 (届出懈怠・虚偽の届出等)	懲戒処分又は矯正措置等	10万円以下の過料	10万円以下の過料

(※)

- ・非管理職職員、民間企業から採用された職員（例えば、（特定）任期付職員、任期付研究員、官民人事交流法により採用された職員）も対象。
- ・特別職の国家公務員（②行政執行法人の役員を除く）、定年前再任用又は暫定再任用の短時間勤務の官職を占める職員以外の非常勤職員、臨時の職員、条件付採用期間中の職員は対象ではありません。
- ・退職手当通算予定職員（独立行政法人・特殊法人等へのいわゆる現役出向予定者）は対象ではありません。

II 再就職情報の届出制度（届出マニュアル）

4 再就職情報の届出に関するQ & A

全般的な項目

2 人事交流等の場合の届出

Q 3 企業・団体等から、交流採用等により任期付で職員になっている者が、採用される前に当該企業・団体に復帰することを約束していく、実際に当該企業・団体に復帰することとなる場合、どのように届出をすればよいですか。

A 企業・団体への帰任を前提に企業・団体から任期付で国家公務員になった方（典型的には、任期付職員、交流採用職員等）で、国家公務員として採用される前に、任期満了後に当該企業・団体に復帰することを約束（以下「事前の帰任約束」）している場合には、職員になる前に既に再就職の約束をしており「在職中」に約束したものではないため、在職中の約束の届出は不要です。なお、元々の約束とは別の営利企業等の地位に就くことを在職中に約束した場合には在職中の約束の届出が必要になります。また、事前の帰任約束のとおりに帰任した場合にも、国家公務員として管理職職員であった場合には、離職後2年間は当該帰任に係る離職後の事前届出又は事後届出が必要となります。

3 兼業等を行っている場合の届出

Q 5 国家公務員在職中に兼業や研究休職によって就いた地位を国家公務員の離職後も続ける場合、どのように届出をすればよいですか。

A 初期の期間を超えて、離職後も、当該地位に就くことを兼業等期間中に約束した場合、「在職中の約束の届出」を行ってください（再就職先は営利企業及び営利企業以外の法人に限る。）。

一方、当該地位に就いている期間中に国家公務員を離職することとなり、離職後も当該地位を続ける場合は、「在職中の約束の届出」は不要ですが、離職日の翌日を再就職日として、「離職後の事前届出」又は「離職後の事後届出」を行ってください（国家公務員の管理職職員であった者に限る。）。

Q 6 离職前から兼業を行っており、再任用職員に採用された後も兼業を継続する場合、届出は必要ですか。

A 必要です。再任用職員になること自体は届出の適用除外となっているため届出は不要ですが、兼業を行うことは、再就職に当たるため、Q 5と同様に届出を行ってください。

Q 7 再任用期間中に兼業を始めており、再任用職員離職後も兼業先の地位に就く場合はどのように届出が必要ですか。

A 基本的には、Q 5と同様に届出を行ってください。

ただし、離職前に管理職職員であった再任用職員（非管理職）については、再任用職員（非管理職）として「在職中の約束の届出」を行った場合であっても、管理職職員であった者として「離職後の事前届出」又は「離職後の事後届出」も別途行う必要があります（「離職後の届出」については、離職後2年以内の再就職に限ります。）。

4 届出事項

Q 8 届出に記載する氏名は旧姓でも構わないのでしょうか。

A 現在旧姓を使用している場合は、旧姓を記載して構いません。

なお、職員として旧姓を使用していた場合は原則その旧姓（離職時に使用していた姓）を記載いただきますが、当時の旧姓ではない姓を現在ご使用されている場合は、その姓を記載いただいても構いません。

Q 9 「求職開始日」について、くわしく教えてください。

A 再就職先に対して、再就職することを目的に、以下の①～③のいずれかの行為をした一番早い日を「求職開始日」としています。

なお、再就職情報の届出に記載する必要があるのは、職員として在職している間の求職開始日のみです。

① 自己に関する情報の提供（例：自らの離職時期を連絡、履歴書を送付など）

② 再就職先の地位に関する情報の提供の依頼（例：求人ポストの有無について問合せ、労働条件について問合せなど）

③ 再就職先の地位に就くことの要求（例：人事担当者に就職希望を伝える、再就職先に勤めている人に自分を後任とするよう依頼など）

Q 13 官民人材交流センターによるもの以外の「離職後の就職の援助」に該当するのはどのようなものですか。

A 例えば、再就職先に関する情報の提供（求人ポスト、採用担当者の連絡先等）、再就職先への推薦（推薦状の作成等）、再就職先採用担当者との面談の設定、再就職先への提出書類の記載等におけるアドバイスなどが挙げられます。ただし、再就職先の採用担当者が、採用業務そのものとして行った場合は該当しません（再就職先の人であっても、採用業務として行う場合以外は、就職の援助に該当します。）。

なお、再就職情報の届出に記載する必要があるのは、最初に職員となった後に行われた、当該再就職先に就職するための援助すべてです。

各 論

1 「在職中の約束の届出」に関する事項

Q 20 「再就職の約束」とはどのような状態を指すのでしょうか。

A 一般的には、労働契約や委任契約のいわゆる「内定」の段階を想定しています。一定の手続（株主総会、社員総会又は評議員会の決議など）を経る前であっても、採用担当者と再就職予定者が合意に達し、高い確率で再就職する可能性が生じた場合は、再就職の約束をした状態と考えられますので、実態に即して届出してください。

Q 21 再就職することについての約束はしたが、届出事項のうち未定の事項がある場合（例えば、就くこととなる地位（ポスト）が具体的に決まっていないなど）、どうすればよいでしょうか。

A 未定の事項がある場合は、該当欄に「（未定）」と記載して、期限までに届出を行ってください。なお、未定だったものが決まったら、遅滞なく（2週間以内を目安に）、変更の届出を行ってください。

Q 22 再就職の約束の日から1週間程度で離職した場合、「在職中の約束の届出」を行わなくても構わないでしょうか。

A 可能な限り、離職する前に「在職中の約束の届出」を行ってください。

なお、在職中に届出を行わずに離職した場合は、再就職先に応じて「離職後の事前届出」又は「離職後の事後届出」を行ってください（管理職職員であった者に限る。）。

(主なものの抜粋)

※ 全体版は「**再就職情報の届出に関するQ & A**」
(内閣人事局のウェブサイト掲載 (39ページ参照))
をご覧ください。

2 離職後の届出に関する事項

(1) 「離職後の事前届出」「離職後の事後届出」に共通する事項

① 離職の考え方

Q24 管理職職員であった者が、離職後に再任用職員となり、その後、再任用職員を離職し再就職した場合、届出における「離職日」はどのようにすればよいのでしょうか。

A 最初に離職した日が「離職日」となります（なお、当該離職後に再任用職員となったことについては、届出の適用除外となっています。）なお、再任用職員であった期間に管理職職員であった者については、当該再任用職員を離職した日から2年間のうちに再就職した場合、同日を「離職日」として、届出が必要となります。

Q25 管理職職員であった者が役職定年による降任等で管理職職員ではなくなった場合も再就職する場合には届出が必要でしょうか。

A 106条の24に規定する「管理職職員であった者」とは、一度でも「管理職職員」であったことがある国家公務員の離職者のことです。離職時には管理職職員ではなくても、それ以前に管理職職員であった者は、離職した日から2年間のうちに再就職した場合、届出が必要となります。また、管理職職員であった者が、非管理職職員となった後に再就職の約束をし、その後離職し再就職した場合、非管理職職員として「在職中の約束の届出」を行っていたとしても、改めて管理職職員であった者として、再就職先に応じて「離職後の事前届出」又は「離職後の事後届出」を行う必要がありますので、ご注意ください。

② 地位の変更

Q27 離職後2年以内に、再就職した企業・団体の中で地位が変わるときは、改めて届出が必要でしょうか。

A 雇用契約や委任契約を新たに締結し、同一企業・団体で新たな地位に就く場合は、「離職後の事前届出」又は「離職後の事後届出」をする必要があります（例：民間企業において、雇用契約を締結し職員であった者が、新たに委任契約を締結して「役員」の地位に就くことになった場合）。なお、新たな契約の締結によるものではなく、人事異動による地位の変更については、改めて届出をする必要はありません。

(2) 「離職後の事前届出」に関する事項

Q29 再就職する予定の法人が、「国と特に密接な関係がある公益社団法人又は公益財団法人」に該当するかどうかがわからないときは、どうすればよいですか。

A 公益法人に対して、「離職後の事前届出」の対象者となり得る者から密接公益法人であるか否かについて問合せがあった場合には、遅滞なく回答するよう要請していますので、再就職予定の法人に直接お問い合わせください。なお、内閣人事局のウェブサイト（再就職情報の届出のページ）においても、密接関係公益法人一覧を掲載しています（公益法人からの連絡を受けて随時更新）。

(3) 「離職後の事後届出」に関する事項

Q31 「離職後の事後届出」が必要となる再就職の範囲について教えてください。

A 基本的に、あらゆる職業について必要となります。
例えば、以下のような場合にも届出が必要となりますので、ご注意ください。
・自営業（不動産賃貸、著述業など）に従事することになった場合
・いわゆる家業を継いだ場合
・自ら起業して企業・団体を設立した場合
・国や地方公共団体の公務員となった場合
・選挙を経て公職に就いた場合
・正社員や正規職員以外の営利企業等の地位に就いた場合（例えば、顧問、非常勤役員、パート、アルバイトなど）
・無給で営利企業の地位に就いた場合
ただし、管理職職員として「在職中の約束の届出」をした場合、「離職後の事前届出」をした場合、日々雇い入れられる者となった場合その他政令で定める場合を除きます。
なお、人事交流等の一環として（いわゆる「現役出向」で）、企業・団体の地位に就いた者は届出をする必要はありません。

Q33 弁護士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、弁理士などの士業について、資格登録日、開業した日又は事務所等に再就職した日のいずれの日が「再就職日」となりますか。

A 一般的に、資格を登録した時点で事業に従事することになったものと見なしますので、原則として、資格の登録日を「再就職日」としてください。ただし、登録日から起算して1年間に160万円を超える報酬を得る見込みがない場合には、届出は必要ありません。（以下略）

Q38 管理職職員であった者が、営利企業以外の事業の団体への再就職や団体に所属しないで事務・事業に従事することになった場合であって、再就職日から起算して1年間に160万円以下の報酬を得るときの届出について、くわしく教えてください。

① 営利企業以外の事業の団体に複数の再就職をした場合で、それぞれの団体から受ける報酬を合算すれば160万円を超える場合、届出が必要ですか。
A 同時期に複数の団体に再就職をした場合であっても、それぞれの再就職先における1年間の報酬額によって個別に届出が必要かどうかを判断することとなります。
② 再就職当初には報酬額が160万円を超えるかどうかわからない場合は、届出は不要ですか。
A 1年間の報酬額が160万円を超えることが見込まれることとなった場合には（当該見込まれることとなった日が離職後2年以内である場合に限る。）、速やかに（当該見込まれることとなった日から1か月以内を目安に）届出をしてください。
③ どのようなものが報酬に該当しますか。
A 労務、仕事の完成、事務処理等の対価として支払われる金銭、物品等をいい、旅費、宿泊等の実費弁償に相当するものは含まれません。

III 参照条文等

1 国家公務員法 (昭和22年法律第120号)

あつせん規制

(他の役職員についての依頼等の規制)

第106条の2 職員は、営利企業等(営利企業及び営利企業以外の法人(国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び地方独立行政法人(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人を除く。)をいう。以下同じ。)に対し、他の職員若しくは行政執行法人の役員(以下「役職員」という。)をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人(当該営利企業等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。)を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。)の地位に就かせることを目的として、当該役職員若しくは役職員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

② 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

1 職業安定法(昭和22年法律第141号)、船員職業安定法(昭和23年法律第130号)その他の法令の定める職業の安定に関する事務として行う場合

2 退職手当通算予定職員を退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合(独立行政法人通則法第54条第1項において読み替えて準用する第4項に規定する退職手当通算予定役員を同条第1項において準用する次項に規定する退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合を含む。)

3 官民人材交流センター(以下「センター」という。)の職員が、その職務として行う場合

③ 前項第2号の「退職手当通算法人」とは、独立行政法人(独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの(退職手当(これに相当する給付を含む。)に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該法人の役員又は当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。)をいう。

④ 第2項第2号の「退職手当通算予定職員」とは、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて退職手当通算法人(前項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。)の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職することとなる職員であつて、当該退職手当通算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち政令で定めるものをいう。

求職活動規制

(在職中の求職の規制)

第106条の3 職員は、利害関係企業等(営利企業等のうち、職員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。

② 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

1 退職手当通算予定職員(前条第4項に規定する退職手当通算予定職員をいう。以下同じ。)が退職手当通算法人に対して行う場合

2 在職する局等組織(国家行政組織法第7条第1項に規定する官房若しくは局、同法第8条の2に規定する施設等機関その他これらに準ずる国の部局若しくは機関として政令で定めるもの、これらに相当する行政執行法人の組織として政令で定めるもの又は都道府県警察をいう。以下同じ。)の意思決定の権限を実質的に有しない官職として政令で定めるものに就いている職員が行う場合

3 センターから紹介された利害関係企業等との間で、当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことに関して職員が行う場合

4 職員が利害関係企業等に対し、当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、政令で定める手続により内閣総理大臣の承認を得た職員が当該承認に係る利害関係企業等に対して行う場合

③ 前項第4号の規定による内閣総理大臣が承認する権限は、再就職等監視委員会に委任する。

④ 前項の規定により再就職等監視委員会に委任された権限は、政令で定めるところにより、再就職等監察官に委任することができる。

⑤ 再就職等監視委員会が第3項の規定により委任を受けた権限に基づき行う承認(前項の規定により委任を受けた権限に基づき再就職等監察官が行う承認を含む。)についての審査請求は、再就職等監視委員会に対して行うことができる。

働きかけ規制

(再就職者による依頼等の規制)

第106条の4 職員であつた者であつて離職後に営利企業等の地位に就いている者(退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続いて退職手当通算法人の地位に就いている者(以下「退職手当通算離職者」という。)を除く。以下「再就職者」という。)は、離職前5年間に在職していた局等組織に属する役職員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、国、行政執行法人若しくは都道府県と当該営利企業等若しくはその子法人との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第2号に規定する処分に関する事務(以下「契約等事務」という。)であつて離職前5年間の職務に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

- ② 前項の規定によるものほか、再就職者のうち、国家行政組織法第21条第1項に規定する部長若しくは課長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに、離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた局等組織に属する役職員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の5年前の日より前の職務(当該職に就いていたときの職務に限る。)に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。
- ③ 前2項の規定によるものほか、再就職者のうち、国家行政組織法第6条に規定する長官、同法第18条第1項に規定する事務次官、同法第21条第1項に規定する事務局長若しくは局長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、行政執行法人若しくは都道府県警察(以下「局長等としての在職機関」という。)に属する役職員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて局長等としての在職機関の所掌に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。
- ④ 前3項の規定によるものほか、再就職者は、在職していた府省その他の政令で定める国の機関、行政執行法人若しくは都道府県警察(以下この項において「行政機関等」という。)に属する役職員又はこれに類する者として政令で定めるものに對し、国、行政執行法人若しくは都道府県と営利企業等(当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。)若しくはその子法人との間の契約であつて当該行政機関等においてその締結について自らが決定したもの又は当該行政機関等による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第2条第2号に規定する処分であつて自らが決定したものに関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。
- ⑤ 前各項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。
 - 1 試験、検査、検定その他の行政上の事務であつて、法律の規定に基づく行政庁による指定若しくは登録その他の処分(以下「指定等」という。)を受けた者が行う当該指定等に係るもの若しくは行政庁から委託を受けた者が行う当該委託に係るものを遂行するために必要な場合、又は国の事務若しくは事業と密接な関連を有する業務として政令で定めるものを行るために必要な場合
 - 2 行政庁に対する権利若しくは義務を定めている法令の規定若しくは国、行政執行法人若しくは都道府県との間で締結された契約に基づき、権利行使し、若しくは義務を履行する場合、行政庁の処分により課された義務を履行する場合又はこれらに類する場合として政令で定める場合
 - 3 行政手続法第2条第3号に規定する申請又は同条第7号に規定する届出を行う場合
 - 4 会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第1項に規定する競争の手続、行政執行法人が公告して申込みをさせることによる競争の手続又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項に規定する一般競争入札若しくはせり取りの手続に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するために必要な場合
 - 5 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報の提供を求める場合(一定の日以降に公にすることが予定されている情報を同日前に開示するよう求める場合を除く。)
 - 6 再就職者が役職員(これに類する者を含む。以下この号において同じ。)に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、政令で定める手続により内閣総理大臣の承認を得て、再就職者が当該承認に係る役職員に対し、当該承認に係る契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合

- ⑥ 前項第6号の規定による内閣総理大臣が承認する権限は、再就職等監視委員会に委任する。
- ⑦ 前項の規定により再就職等監視委員会に委任された権限は、政令で定めるところにより、再就職等監察官に委任することができる。
- ⑧ 再就職等監視委員会が第6項の規定により委任を受けた権限に基づき行う承認(前項の規定により委任を受けた権限に基づき再就職等監察官が行う承認を含む。)についての審査請求は、再就職等監視委員会に対して行うことができる。
- ⑨ 職員は、第5項各号に掲げる場合を除き、再就職者から第1項から第4項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたとき(独立行政法人通則法第54条第1項において準用する第1項から第4項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたときを含む。)は、政令で定めるところにより、再就職等監察官にその旨を届け出なければならない。

届出・公表

(任命権者への届出)

第106条の23 職員(退職手当通算予定職員を除く。)は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、政令で定めるところにより、任命権者に政令で定める事項を届け出なければならない。

- ② 前項の届出を受けた任命権者は、第106条の3第1項の規定の趣旨を踏まえ、当該届出を行つた職員の任用を行うものとする。
- ③ 第1項の届出を受けた任命権者は、当該届出を行つた職員が管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに就いている職員(以下「管理職職員」という。)である場合には、速やかに、当該届出に係る事項を内閣総理大臣に通知するものとする。

(内閣総理大臣への届出)

第106条の24 管理職職員であつた者(退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。)は、離職後2年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合(前条第1項の規定により政令で定める事項を届け出た場合を除く。)には、あらかじめ、政令で定めるところにより、内閣総理大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

- 1 行政執行法人以外の独立行政法人
 - 2 特殊法人(法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人(独立行政法人に該当するものを除く。)のうち政令で定めるものをいう。)
 - 3 認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。)
 - 4 公益社団法人又は公益財団法人(国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。)
- ② 管理職職員であつた者は、離職後2年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合(報酬を得る場合に限る。)又は営利企業(前項第2号又は第3号に掲げる法人を除く。)の地位に就いた場合は、前条第1項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇い入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、速やかに、内閣総理大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

(内閣総理大臣による報告及び公表)

第106条の25 内閣総理大臣は、第106条の23第3項の規定による通知及び前条の規定による届出を受けた事項について、遅滞なく、政令で定めるところにより、内閣に報告しなければならない。

- ② 内閣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、政令で定める事項を公表するものとする。

懲戒処分等・過料

【あっせん規制・求職活動規制・働きかけを受けた職員の届出義務違反関連】

第82条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

- 1 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令(国家公務員倫理法第5条第3項の規定に基づく訓令及び同条第4項の規定に基づく規則を含む。)に違反した場合

【働きかけ規制違反関連】

第109条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- 14 離職後2年を経過するまでの間に、離職前5年間に在職していた局等組織に属する役職員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて離職前5年間の職務に属するものに関し、職務上不正な行為をするよう、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者
(※)第15号から第17号までについては、部課長級ポスト・局長級以上ポスト経験者による働きかけや自ら決定した契約・処分への働きかけに関して、規制に違反した再就職者に対し第14号と同様の罰則を規定している。
- 18 第14号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼(独立行政法人通則法第54条第1項において準用する第14号から前号までに掲げる要求又は依頼を含む。)を受けた職員であつて、当該要求又は依頼を受けたことを理由として、職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた者

【あっせん規制・求職活動規制違反関連】

第112条 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の拘禁刑に処する。ただし、刑法(明治40年法律第45号)に正条があるときは、刑法による。

- 1 職務上不正な行為(第106条の2第1項又は第106条の3第1項の規定に違反する行為を除く。次号において同じ。)をすること若しくはしたこと、又は相当の行為をしないこと若しくはしなかつたことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した職員
- 2 職務に関し、他の役職員に職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、若しくは唆すこと、又は要求し、依頼し、若しくは唆したことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した職員
- 3 前号(独立行政法人通則法第54条第1項において準用する場合を含む。)の不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、又は唆した行為の相手方であつて、同号(同項において準用する場合を含む。)の要求又は約束があつたことの情を知つて職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた職員

【働きかけ規制違反・届出関連】

第113条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

- 1 第106条の4第1項から第4項までの規定に違反して、役職員又はこれらの規定に規定する役職員に類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼した者(不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した者を除く。)
- 2 第106条の24第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(参考) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)

(役員及び職員の身分)

第51条 行政執行法人の役員及び職員は、国家公務員とする。

(役員の退職管理)

第54条 国家公務員法第18条の2第1項、第18条の3第1項、第18条の4、第18条の5第1項、第18条の6、第106条の2(第2項第3号を除く。)、第106条の3、第106条の4及び第106条の16から第106条の27までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)、同法第109条(第14号から第18号までに係る部分に限る。)並びに第112条の規定は、役員又は役員であった者について準用する。(以下、読み替え省略)

III 参照条文等

2 『管理職職員』の範囲

再就職先等について届出義務（Ⅱ参照）が生じる管理職職員の範囲は以下のとおりです。

※ ここでいう「一種」「二種」とは、人事院規則9-17（俸給の特別調整額）に定める俸給の特別調整額に係る種別を指します。

- 一般職給与法別表第一イ 行政職(一) 7級二種、8級以上の職員
- 同別表第二 専門行政職 5級二種、6級以上の職員
- 同別表第三 税務職 7級二種、8級以上の職員
- 同別表第四イ 公安職(一) 8級二種、9級以上の職員
- 同別表第四ロ 公安職(二) 7級二種、8級以上の職員
- 同別表第五イ 海事職(一) 6級一種・二種、7級の職員
- 同別表第六イ 教育職(一) 4級二種、5級の職員
- 同別表第七 研究職 5級一種・二種、6級の職員
- 同別表第八イ 医療職(一) 3級二種、4級以上の職員
- 同別表第八ロ 医療職(二) 8級の職員
- 同別表第八ハ 医療職(三) 7級の職員
- 同別表第十一 指定職職員
- 特定任期付職員俸給表5号俸以上の職員
- 任期付研究員俸給表4号俸以上の職員
- 検事総長、次長検事、検事長
- 検察官俸給表別表検事の項第12号の俸給月額以上の俸給を受ける検事
- 検察官俸給表別表副検事の項第7号の俸給月額以上の俸給を受ける副検事
- 行政執行法人の職員でこれらに相当するものとして内閣総理大臣が定める職員（次に掲げるもの）

独立行政法人 国立公文書館	1 独立行政法人国立公文書館職員給与規程別表第1事務職俸給表7級以上の職員であって、同規程第14条の規定による職責手当の支給区分1種又は2種の支給を受けるもの 2 国立公文書館給与規程別表第3研究職俸給表5級以上の職員であって、同規程第14条の規定による職責手当の支給を受けるもの 3 国立公文書館給与規程別表第4特別俸給表の適用を受ける職員
独立行政法人 統計センター	1 独立行政法人統計センター職員給与規程別表第1事務職俸給表7級以上の職員であって、同規程第14条の規定による職責手当I種又はII種の支給を受けるもの 2 統計センター給与規程別表第4審議役俸給表の適用を受ける職員
独立行政法人 造幣局	独立行政法人造幣局職員給与規程別表第2その1一般職7級以上の職員であって、同規程第26条の規定による管理職手当の支給を受けるもの（管理職手当支給細則第2条第2項の規定により三種の支給区分の適用を受けるものを除く。）
独立行政法人 国立印刷局	1 独立行政法人国立印刷局職員給与規則別表第2指定職群1等級以上の職員であって、同規則第29条の規定による管理職手当の支給を受けるもの（国立印刷局手当支給等規則別表3区分三種の指定官職を除く。） 2 国立印刷局給与規則別表第2研究職群特別等級の職員であって、同規則第29条の規定による管理職手当の支給を受けるもの（国立印刷局手当支給等規則別表3区分三種の指定官職を除く。）
独立行政法人 農林水産消費 安全技術センター	独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員給与規程別表第1一般職員俸給表7級以上の職員であって、同規程第9条の規定による俸給の特別調整額I種又はII種の支給を受けるもの
独立行政法人 製品評価技術 基盤機構	独立行政法人製品評価技術基盤機構の職員給与規程（給与-法A-職員給与）別表職員の俸給表7級以上の職員であって、同機構の諸手当支給規程（給与-法B-諸手当支給）第2条の規定による職責手当一種又は二種の支給を受けるもの
独立行政法人 駐留軍等労働者 労務管理機構	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員給与規則別表第1俸給表7級以上の職員であって、同規則第47条の規定による俸給の特別調整額1種又は2種の支給を受けるもの



注意事項

- * 離職時に管理職職員ではなくても、それ以前に**一度でも管理職職員であったことがある者は該当します。**

（※令和5年4月以降、暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を含む。）及び定年前再任用短時間勤務職員として採用された場合も該当します。）

ただし、退職手当通算離職者（独立行政法人、特殊法人等へのいわゆる現役出向者）は含まれません。また、短時間勤務再任用職員以外の非常勤職員、臨時的職員、条件付採用期間中の職員として「管理職職員」であった者も含まれません。

なお、独立行政法人通則法第54条により行政執行法人の役員であった者にも準用されています。

- * 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員は管理職職員に含まれません。

III 参照条文等

3 行政執行法人以外の独立行政法人等

① 行政執行法人以外の独立行政法人

北方領土問題対策協会	年金積立金管理運用独立行政法人
日本医療研究開発機構（☆）	国立がん研究センター（☆）
国民生活センター	国立循環器病研究センター（☆）
情報通信研究機構（☆）	国立精神・神経医療研究センター（☆）
郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	国立成育医療研究センター（☆）
国際協力機構	国立長寿医療研究センター（☆）
国際交流基金	家畜改良センター
酒類総合研究所	農業・食品産業技術総合研究機構（☆）
国立特別支援教育総合研究所	国際農林水産業研究センター（☆）
大学入試センター	森林研究・整備機構（☆）
国立青少年教育振興機構	水産研究・教育機構（☆）
国立女性教育会館	農畜産業振興機構
国立科学博物館	農業者年金基金
物質・材料研究機構（☆）	農林漁業信用基金
防災科学技術研究所（☆）	経済産業研究所
量子科学技術研究開発機構（☆）	工業所有権情報・研修館
国立美術館	産業技術総合研究所（☆）
国立文化財機構	新エネルギー・産業技術総合開発機構（☆）
教職員支援機構	日本貿易振興機構
科学技術振興機構（☆）	情報処理推進機構
日本学術振興会	エネルギー・金属鉱物資源機構
理化学研究所（☆）	中小企業基盤整備機構
宇宙航空研究開発機構（☆）	土木研究所（☆）
日本スポーツ振興センター	建築研究所（☆）
日本芸術文化振興会	海上・港湾・航空技術研究所（☆）
日本学生支援機構	海技教育機構
海洋研究開発機構（☆）	航空大学校
国立高等専門学校機構	自動車技術総合機構
大学改革支援・学位授与機構	鉄道建設・運輸施設整備支援機構
日本原子力研究開発機構（☆）	国際観光振興機構
労働者退職金共済機構	水資源機構
高齢・障害・求職者雇用支援機構	自動車事故対策機構
福祉医療機構	空港周辺整備機構
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	都市再生機構
労働政策研究・研修機構	奄美群島振興開発基金
労働者健康安全機構	日本高速道路保有・債務返済機構
国立病院機構	住宅金融支援機構
医薬品医療機器総合機構	国立環境研究所（☆）
医療基盤・健康・栄養研究所（☆）	環境再生保全機構
地域医療機能推進機構	

※ 法人の名称の冒頭の「独立行政法人」、「国立研究開発法人」は省略

※ ☆印：国立研究開発法人
その他：中期目標管理法人

一覧 (令和8年1月現在)

国家公務員法 第106条の24
職員の退職管理に関する政令 第30条、第31条

② 特殊法人

沖縄振興開発金融公庫
株式会社商工組合中央金庫
株式会社日本政策金融公庫
株式会社日本政策投資銀行
四国旅客鉄道株式会社
首都高速道路株式会社
東京地下鉄株式会社
中日本高速道路株式会社
成田国際空港株式会社
西日本高速道路株式会社
日本アルコール産業株式会社
日本貨物鉄道株式会社
中間貯蔵・環境安全事業株式会社
日本私立学校振興・共済事業団
日本たばこ産業株式会社
日本中央競馬会
日本電信電話株式会社
日本放送協会
日本郵政株式会社
阪神高速道路株式会社
東日本高速道路株式会社
北海道旅客鉄道株式会社
本州四国連絡高速道路株式会社
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
日本年金機構
沖縄科学技術大学院大学学園
株式会社国際協力銀行
新関西国際空港株式会社
株式会社日本貿易保険
福島国際研究教育機構
国立健康危機管理研究機構

③ 認可法人

日本赤十字社
農水産業協同組合貯金保険機構
日本銀行
銀行等保有株式取得機構
預金保険機構
株式会社産業革新投資機構
株式会社地域経済活性化支援機構
原子力損害賠償・廃炉等支援機構
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
株式会社農林漁業成長産業化支援機構
株式会社民間資金等活用事業推進機構
株式会社海外需要開拓支援機構
株式会社海外交通・都市開発事業支援機構
広域的運営推進機関
株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構
外国人技能実習機構
株式会社脱炭素化支援機構
金融経済教育推進機構
脱炭素成長型経済構造移行推進機構

④ 国と特に密接な関係がある公益社団法人又は公益財団法人

国と特に密接な関係がある公益社団法人又は公益財団法人に該当する法人については、内閣人事局のウェブサイト（39ページ参照）で一覧を公表していますが、最新の状況については、直接、再就職予定の法人にご確認ください。

IV 各種届出様式の入手方法・提出方法等

届出様式については、内閣官房 内閣人事局ウェブサイトから入手できます。

○ 再就職情報の届出に関するウェブサイト

- ・「内閣人事局」+「再就職情報の届出」で検索
- 又は
- ・内閣人事局のトップページから「（1）国家公務員の人事行政」をクリック
- ⇒「退職管理・再就職等規制」をクリック
- ⇒「届出様式、マニュアル、Q & A、国と特に密接な関係がある公益法人について」をクリック



【URL】

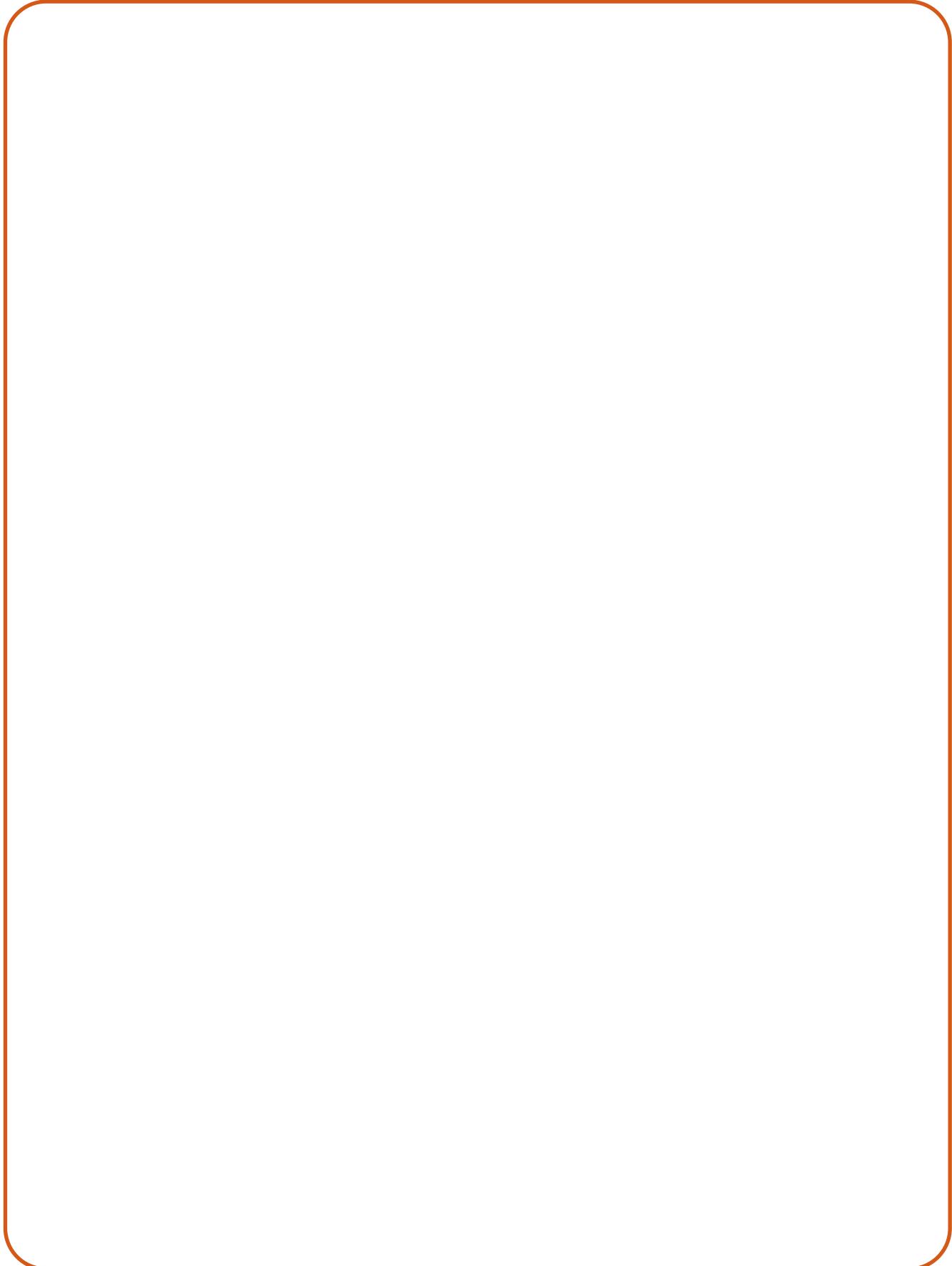
<https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/recruit.html>

届出様式は**電子メール**により任命権者又は離職時の任命権者へ提出してください。電子メールが使える環境がない場合は郵送による提出も可能ですが、なるべく電子メールによる業務の円滑化にご協力をお願いします。

様式を提出する際は**Excelファイルのまま提出**してください（PDF等に変換しないでください）。

- * 国家公務員法の「再就職情報の届出制度」が準用されている、行政執行法人の役員の様式についても、内閣官房内閣人事局ウェブサイトから入手できます。
- * この冊子で紹介した再就職等規制の詳細については、各府省の人事担当部局にお問い合わせください。
- * 「あっせん規制（他の職員・職員OBの情報提供や再就職依頼の規制）（3・4ページ）」、「求職活動規制（在職中の利害関係企業等への求職活動の規制）（5・6ページ）」及び「働きかけ規制（職員OBによる口利きの規制）（7・8ページ）」の記述の一部は、内閣府再就職等監視委員会パンフレットを参照しています。

Memo



内閣人事局

Cabinet Secretariat

〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1

電話 03-6257-3765 (直通)

○ 退職管理・再就職等規制に関するウェブサイト

- ・「内閣人事局」+「再就職」で検索
又は
- ・内閣人事局のトップページから「（1）国家公務員の人事行政」
をクリックし、さらに「退職管理・再就職等規制」をクリック



【URL】

https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/jinji_j.html

内閣府 再就職等監視委員会も、ウェブサイトで再就職等規制
に関する情報提供をしています。

※ 内閣人事局の上記ウェブサイト内のリンクからもアクセス可能です。

